

平成24年9月18日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼總務課長	横山 孝明 君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	佐藤 德憲 君
-------	---------

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清 君
------	---------

事務局職員出席者

事務局 局長

阿部 敏克

次長兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 孝志

議事日程 第4号

平成24年9月18日(火曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 陳情 9の3 南三陸町の地域性を重んじた災害復興公営住宅のコミュニティ醸成様式への陳情書
- 第 4 陳情 9の4 自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書
- 第 5 議案第86号 教育委員会の委員の任命について
- 第 6 議案第87号 人事擁護委員の候補者の推薦について
- 第 7 議案第88号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算(第4号)
- 第 8 議案第89号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 9 議案第90号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第91号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第92号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第93号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第94号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第95号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第96号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第97号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

夕べ、昨日晩と寝苦しい夜が続いております。体調には十分ご留意されまして、議会に臨んでいただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において14番三浦清人君、15番西條栄福君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会にお手元に既に配付しておりますとおり、町長提出議案5件、陳情2件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 陳情9の3 南三陸町の地域性を重んじた災害復興公営住宅のコミュニティ醸成様式への陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第3、陳情9の3南三陸町地域特性を重んじた災害復興公営住宅のコミュニティ醸成様式への陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。陳情9の3については、東日本大震災対策特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情9の3については東日本大震災特別委員会に付託して審査することに決しました。

日程第4 陳情9の4 自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり方について再考を願う陳情

○議長（後藤清喜君） 日程第3、陳情9の4自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり方について再考を願う陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。陳情9の4については、東日本大震災対策特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情9の4については東日本大震災特別委員会に付託して審査することに決しました。

日程第5 議案第86号 教育委員会委員の任命について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第86号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

佐藤教育長より退席の申し出がありますので、これを許可します。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第86号教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員佐藤達朗氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。佐藤氏は昨年10月13日、本町教育委員会委員に就任され、これまで約1年間教育長として本町の教育行政に多大なるご尽力を賜ってまいりました。高い識見と高潔な人格は、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 教育長は、前田生教育長が殉職されたその後1年間、この被災の厳しい中で児童、子供たちの教育のリーダーとして南三陸町で教育長として頑張っておられました。

現在、教育委員が歌津地区に2人、志津川地区に2人、そして佐藤達朗先生は岩手県の出身であります。こういった中で、今、南三陸町が抱えている戸倉地区の問題が一番教育業界にとっての問題点であるのは、皆さんもご承知のとおりだと思います。

そういった中で、戸倉地区の住民のいろいろな問題とか考えとか学校のあり方について、なかなかその情報が上がってくるのが、私は少ないような感じがします。それは、戸倉地区に密着したこういった教育委員の方々がいないことに、私は関係していると思います。

今後、戸倉地区の地区民、PTAの考え方をくみ上げるために、何か別な方法としてやっぱり教育委員を今の5人を6人にするとか、そういった地域の考えとか生徒たちのことを親身に考える地区民からの代表者を出すべきと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 千葉議員もご承知だと思いますが、教育委員の人数につきましては、これは決まっております。5人です。そういう観点でございますので、ひとつそれはご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、戸倉地域の皆さん方のご意見を集約するというについては、我々も鋭意を持って取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町の職員の定数に関しても、この間の一般質問の中で私が質問いたしました。そういった中で、人数の条例改正とかそういった部分の町の制度的なものの改正も考えるべきと私は思います。

やっぱり、子供たちの環境、今大変な中にありながら1中3小、これを町は進めていこうとしています。そういった問題に対して、なかなか志津川町内におられない教育委員の方もおられます。わざわざ仙台からおいでになっている方もおられます。やっぱり、戸倉中学校に密接した先生方、あと校長として在籍なさっていた先生方の任用、そういったものも町としては考えるべきだと思います。なかなか、地域住民の話を聞くとなかなか私たちの意が行政には伝わっていないんだと。何とか、もっともっとそういった話し合う場をつくってほしいとそういった言葉を聞くのですが、なかなかその辺が実施されていない。

町長のこの間の説明ですと、これからいろいろ住民にも働きかけ、PTAにも働きかけということなんですが、なかなか私は一向に戸倉地区民の民意が行政には伝わっていない、教育委員会には伝わっていないような気がします。こういった民意をくみ上げる、町長としての考え方、その辺ひとつお願ひします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 5名というのは、町の法律ではございません。これは、先ほど事務局長がお話ししましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その中で5名というふうに決まっておりますので、町で勝手に6名とか7名とかというわけにはいかないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。ちょっとお待ちください。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 戸倉地域の民意をくみ上げるということについては、今後地域に出向いて懇談会等を開催して、その辺の意見を十分にお聞きしたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 戸倉地区のまちづくり協議会、その中のリーダーとかやっぱり教育関係の指導者のリーダーとなっている方がおられます。こういった方を積極的に町で使って、今後の戸倉地区の小学校、中学校のあり方をもっともっと深く、隅々の地区民、隅々のPTAの会員に向けてもっともっとできれば発信して、懇談会、説明会、そういった一緒になって考える場をもっともっとつくっていただいて、何とか子供たちのこの厳しい環境からの救いの手を私は伸べてやるべきだと思います。そういった中で、教育委員の存在は大きいと思いますので、その辺今後ともひとつよろしく願います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第86号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤清喜君） ただいまの出席議員は14人です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、及川 均君及び鈴木春光君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤清喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤清喜君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼〕

〔投票〕

○議長（後藤清喜君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。及川 均君及び鈴木春光君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（後藤清喜君） 開票の結果を報告します。

投票総数 14 票のうち

有効投票 14 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛成 14 票

反対 0 票です。

以上のとおり、賛成が多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長が着席いたしました。

佐藤教育長に申し上げます。

ただいま上程されました議案第86号教育委員会委員の任命については、可決されましたので告知いたします。

日程第6 議案第87号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第87号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第87号人権擁護委員の候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員の任期が本年12月31日をもって満了することから、その後任の委員の候補者として、本町志津川字小森109番地にお住まいの佐藤道男氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについてご意見を賜りたく、提案するものであります。

同氏は、平成22年9月まで南三陸町職員として38年の長きにわたり在職し、志津川町社会福祉協議会事務局長、南三陸町保健福祉課長補佐等の職を歴任され、現在は社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の生活支援員として活躍されております。卓越した識見を有している方であり、人権問題にも明るく適任と思われまますので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第88号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第88号平成24年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第88号平成24年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

今補正につきましては、東日本大震災に係る災害復旧費を根拠として交付される震災復興特別交付税や、東日本大震災復興交付金の第3次申請に係る効果促進事業一括配分額を補正計上したほか、震災等緊急雇用対応事業、生活路線の維持修繕事業など緊急性、特殊性のある事業について追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、補正予算の細部説明をさせていただきますけれども、ただいま朗読しました2ページでございますが、今回46億9,000万円という補正でございます、その総額が605億2,000万円と、超、これまでかつて経験したことのない大型予算でございます。600億円ということになりますと、例年の南三陸町の普通予算の7.5倍から8倍に匹敵する予算総額でございます。

それでは、今回の46億の補正予算の内容につきまして、9ページ、10ページから説明をさせていただきますと思います。

9ページ、10ページ、歳入でございますけれども、今回交付税で21億6,300万円の補正でございますが、その中で普通交付税でございますけれども、今回本年度の額が確定をいたしま

して、前年度とほぼ同額でございますが、予算に対しまして3億3,000万円ほど減額になってございます。

それから、今回の主な補正の財源でございますが、震災復興特別交付税ということで25億円交付されてございます。それから、災害復旧分は補助裏分とその他自治法派遣の職員等でございますが、こういったことで25億円の震災復興特別交付税が今回の補正予算の主なものでございます。

それから、中段の国庫補助金でございますが、東日本大震災復興交付金ということで11億1,200万円でございますけれども、第3次の申請に係ります効果促進事業分等を一括配分いただきました。これにつきましては、全額復興交付金のほうへ積み立てを予定してございます。

それから、その下の災害廃棄物処理事業補助金、いわゆる瓦れき処理の補助金でございますが、今回、後で歳出で申し上げますが、約15億円の補正を組んでございます。そのうちの90%が、国庫補助金として13億7,000万円ほど歳入として入ってまいります。

それから、県支出金でございますが、商工費補助金で5,140万円。二つの事業でございますが、従来の緊急雇用関係で3,200万円、それから生涯現役・全員参加等の、これも補正でございますが1,900万円ということで、これらの内容につきましては後で歳出で申し上げたいと思います。

それから、その下段の災害廃棄物、先ほどの瓦れき処理の5%が県補助金として交付されます。7,644万円でございます。

それから、社会教育費補助金として1,550万円。説明にありますように、国宝重要文化財等保存整備補助金ということで、具体的には歌津魚竜の産地災害復旧補助金ということで、事業費2,000万円に対して70%、国県から交付される予定でございます。

10ページでございますが、上段の水産業費委託金588万円でございますが、自然環境活用センターの標本あるいは画像の収集整理に当たって、県のほうから委託事業として交付されるということで計上してございます。

それから、不動産売払収入で樹木売払収入でございますが、さきの議案84号、85号で可決をいただきました間伐収入に係る収入でございます。

次のページ、11ページ、12ページでございますが、11ページの震災復興基金繰入金ということで、取り崩しでございますけれども、これは町の基金でございます。2,460万円でございますが、後で歳出で申し上げますけれども、消防施設費、消防団のヘルメットとかあるいはまた小型ポンプ等の整備費に充当するために基金を取り崩してございます。

それから、地域復興基金繰入金ということで、これは県の基金の取り崩しでございますけれども、主にソフト事業に活用したいと。具体的には、地域振興費に計上してございますが、そちらのほうに290万円ほど充当いたします。

それから、財調でございますけれども、前の補正予算で町独自の支援事業の財源として3億円取り崩す予定でございましたが、今回これらについては震災復興基金にその財源を変更したいということで、また戻したいということでございます。

それから、雑入で総務費雑入8,970万円でございますが、東日本大震災復興宝くじ市町村交付金ということで、財団法人の宮城県市町村振興協会より宝くじの売上金の一部として交付されるものでございます。

それから、農林水産業費ということで3,700万円でございますが、これにつきましては、これも歳出で申し上げますけれども、ヤマト財団より交付されるものでございまして、具体的には志津川漁協の船舶給油施設、それから歌津支所の密漁監視船等に充当させていただきたいということの内容でございます。

それから、7款の災害復旧費雑入ということで1,250万円でございますが、災害回収鉄類売払収入ということで、本年度の災害廃棄物の鉄関係の収入を見込み計上してございます。なお、7月までの収入済み額が約400万円でございます。

続いて、歳出でございますが、今回任期付きの職員等も含めまして派遣職員も含めた形での人件費等を計上してございます。一般管理費の給料1,662万円でございますが、町の任期付き職員10名分の6カ月分を計上してございます。

それから、旅費で普通旅費と特別旅費ということで、それぞれ計上させていただきました。普通旅費につきましては、現在27の自治体からおいでいただいておりますが、来年度以降の継続要請も含めてこれまでも数カ所行ってまいりましたが、今後応援の自治体に要請活動に訪問したいということで計上させていただいております。

それから、特別旅費でございますが、派遣職員の赴任旅費ということで、今回新しく来る方が35名分、9月で帰る方もおりますので帰る分11名ということで、46名分の赴任旅費を計上してございます。

それから、13ページ、14ページでございます。

14ページの使用料でございますが、記載のように職員宿舎借り上げ料ということで、新しくまいります方々35名分の6カ月分の宿舎借り上げ料を計上してございます。

それから、その下の災害対策長期派遣職員負担金ということで、25名分の、これも6カ月分

の負担金等を計上させていただいております。

それから、町用備品で400万円でございますが、派遣職員等の増員に伴いまして机等が足りなくなったということで、備品等を購入させていただきたいと。

それから、予算の財源として震災復興特別交付税が交付されまして、財調のほうに3億円積み立てをさせていただきますし、昨年でございますが、庁舎が流失したということで、庁舎の建設費のほかに庁舎移転費として約3億円、特例交付金として交付税で交付されておりますので、それを将来の役場庁舎建設基金のほうに積み立てをさせていただきたいということで、3億円を庁舎建設基金のほうに計上させていただきました。

それから、危機管理対策費でございますが、需用費から備品までございますけれども、これにつきましては需用費については職員用のヘルメットがすべてございませぬので、職員の災害用のヘルメットを購入したいと。

それから、工事請負費でございますが、記載のように衛星電話の回線設置工事ということで、衛星電話を3回線、固定電話に組み込みをしたいと。

それから、備品購入でございますが、衛星携帯を3台購入したいということで、これらの財源につきましてはその他で862万円ということで記載されてございますが、震災復興基金を充当してこれらの事業を行いたいというふうに考えてございます。

14ページは、特にございません。

15ページ、16ページでございます。

15ページの中段でございますが、社会福祉費で総合ケアセンター計画策定業務委託料ということで、保健福祉関連施設として保健センターあるいはデイサービスセンターの今後の計画策定業務ということで、委託料を100万円計上させていただきました。

それから、16ページ、上段でございますが、廃棄物の処理委託料として今回補正額が15億4,100万円でございます。このうちの国庫補助金、県補助金等は、歳入のほうで申し上げました。今回、補正いたしますと、委託料の総額が185億2,400万円ほどになります。185億2,400万円の災害廃棄物処理委託料ということになります。

それから、中段で、環境衛生費委託料で100万円でございますが、戸倉地区の高台移転予定地の水質あるいは土壌検査等の今後の不足見込み額を追加させていただくと。

それから、19節の負担金でございますが、住宅用太陽光発電システム設置整備補助金ということで、具体的には太陽光発電システムに国・県でも助成ございますが、更に町としてかさ上げをして助成したいということで、具体的には1キロワット当たり3万円。大体、標準家

庭が4キロワットということになりますので、大体上限で12万円ということになります。その50世帯分を見込み、計上させていただきました。

それから、17ページ、18ページでございます。

17ページの下段でございますが、素材生産代行委託料ということで、間伐収入等に係る委託料を計上してございます。当初予算でもっておりますので、補正分ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、18ページの上段で、負担金で3,700万円でございますが、先ほど歳入でも申し上げましたヤマト財団から漁協の志津川支所、歌津支所へのトンネル補助、トンネル補助というのは失礼ですけれども、補助金でございますが、志津川支所のほうでは船舶給油施設を整備いたします。これに伴います事業費が4,620万円でございますけれども、そのうち国庫、県から交付されますので、残りの940万円を志津川支所のほうへ交付すると。それから、歌津支所の密漁監視装置でございますが、これにつきましては2,760万円を同額交付すると。合わせて3,700万円という額になります。

続きまして、19ページ、20ページでございますが、中段の震災等緊急雇用対策事業でそれぞれ3,200万円、それから8目の生涯現役で1,900万円でございますが、7目の震災緊急対応のほうでは新しく五つの事業を見込んでございまして、新規雇用分については19名でございます。それから、8目の生涯現役につきましては、新規雇用10名見込んでございます。

20ページの町道関係の工事請負費として2,000万円でございますが、町道の修繕工事ということで生活路線等の維持補修をしたいということで、今回2,000万円計上させていただきました。

それから、非常備消防で294万円。これについては、消防団用のヘルメット約400個を購入する予定でございます。

それから、21ページ、消防防災の大きいものでございますが、工事請負費で370万円。伊里前地区の火の見やぐらの撤去工事、それから防火水槽のフェンス約5カ所を見込んでございまして、合わせて370万円でございます。

それから、備品購入で1,500万円でございますが、小型動力ポンプということで、今回全町で10台小型動力ポンプを更新したいということで計上させていただきました。

22ページ、中段の工事請負費でございますが、平成の森排水路整備工事ということで、旧アスリート付近が雨天時に冠水をするということで、その冠水を図るためにU字型の側溝を150メートルほど整備する予定でございます。

それから、22ページ、災害復旧費の社会教育費の復旧でございますが、今回2,000万円追加をさせていただきます。歳入でも申し上げましたが、化石の亚克力板による風雨等からの保護あるいは法面へのネット等の復旧工事、それからメッセージ機器の設置工事を予定してございます。

それから、23ページ、中段でございますが、基金積立金で11億1,200万円、復興交付金基金ということで、第3次申請で交付されました効果促進事業に係るものをこちらのほうに積み立てさせていただきたいということでございます。

それから、地域復興費で仙台89ERSのバスケットボール負担金ということで、来年の3月23日、24日、公式戦がベイサイドアリーナで開催されます。その会場設営費等の経費等について、負担金として計上させていただきます。

それから、震災復興基金に10億円積み立てをさせていただきたいと思います。今回、震災復興特別交付税の算定の一部となっています災害復旧費の相当額でございますが、今後の独自支援等の財源としたいということで、10億円積み立てるものでございます。なお、これにつきましては、今後の災害復旧費の精査によりまして金額等に変動の可能性がありますことを申し添えさせていただきたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 11番です。2点ほどお伺いいたします。

9ページ、歳入でありますけれども、この各種の県の補助金ということでさまざま入ってきておるようでございますが、現場ではなかなか県からお金が出てこないというようなことで、事業が停滞しているようなところがあるというふうに聞いております。県からのお金というのはどのような流れで入ってくるのか、その辺のところを。

具体的に申し上げますと、漁協の事業の中で6分の1事業というのがありまして、6分の1県の補助のかさ上げがあつて、ところがこれが全く県からお金が来ないということで事業が全く停滞して、漁民の皆さんが大いに困っている、漁船ができないというような話がございまして、その金の流れといたしますか、申請をして一体幾らぐらいで、何カ月ぐらいでどのように金が流れてきて、業者のほうにわたるのか。船をつくってもお金が全く県から来ないから、とてもじゃないが飯が食えないから船をつくれませんという業者が多数ある。船外機を

売ることができませんというような事態になっておるようです、今現場は。その金の流れです、その辺が町でどのようなことで関与して、流れになっておるのか。申請して県にやっても、漁協さんのほうに行きますと申請中だの一点張りで、全く金が来ないという流れにあります。金が来ないから、とてもじゃないが申請して船をつくって受け取り渡しをして、6カ月以上たってもまだお金が来ないんだそうです、県から。それで、業者はとてもそんなことをしては飯が食えないから、お金のもらえる仕事だけやりますというような事態に陥っているようですが、なぜそういうことになるのか、その辺のところをわかりましたらご説明願います。

それから、第2点は、役場庁舎建設基金であります。これは、先ほどの説明よりも移転費として3億円をいただいて、それを積み立てしたということでありまして、建設のお金というのは今度の震災で何かいい事業の対象になるのかならないのか。もともと、この庁舎建設というのは余り補助事業のない事業で、独自の建設を迫られるような事業でしたから、これが今回の震災でどさくさ紛れといえ言葉は悪いんですけども、それらの有利な事業があるのかどうか、その辺の説明を願います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） お尋ねのその漁協の船の関係ですね、これは町を經由しておりませんで、県漁協そのものに直接入っているかと思えます。それで、町を經由しておりませんで、県漁協そのものも自分のところで、今回船だとかそれらの施設を持つのに県漁協が独自でもって漁業者に貸し付けるという方法をとりますと、自己資本比率の関係がありますので、県漁協の中で北部、中部、南部それぞれに今度は施設保有漁協というのを組織していただきまして、そちらのほうで船だとかそういう施設をつくると。そして、漁業者に貸し付けるというそういう方法をとっておるようでして、ですからその辺で施設保有漁協そのものというのは、自分の資産というのは持っておらないんですよ。それらの補助金というか、県漁協で出す補助金を財源として施設をつくったり購入したりすることなものですから、それらのところが滞っているのではなかろうかと思えますし、そういう先ほど議員がお話しされたようなことは私どものほうにも相談されますけれども、私が今申し上げましたようなそういう流れでありまして、町が絡んでいるのではなくて、県漁協からのその施設保有漁協がそれを直接やっているということなんです、これが全国的に、特に漁船にしましては造船場そのものが不足しておるものですから、船の建造というのはでき合いの型のものであればある程度来るんですけども、独自で設計したりそういう型を新しくつくる部分に関し

ましてはかなり時間がかかっているというのが、私のほうで受けている情報のようでございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今後の役場庁舎を建設する場合の財源等についてご質問ございましたが、多分7月だったと思いますけれども、総務大臣が談話を発表したんです。それで、その内容は、もちろんこれまではそういう役場の建設に対しては補助金というのがなかったんですが、今回の震災で13の市町だったと思いますが、庁舎が全壊したところと移転を余儀なくされたところと。そういうところに、そういった従来の補助では大変だろうということで、震災復興特別交付税で措置をしたいという談話が載ってございました。まだ、その詳細についてはそういう内容は来ていないんですが、大臣がそういった形で記者会見で述べたということについては、そういった新しく庁舎を建設する場合の財源として担保されたのではないかというふうに思っています。

ただ、基準面積とか基準単価のそういった縛りがございますので、かかった費用すべてではないと思いますが、職員数なり人口なりそういった規模に応じて、基準面積等については震災復興特別交付税で措置をしたいという談話がございます。

いずれ、詳細な制度については追って通知が来るかと思いますが、今回の震災でそういう従来までなかった庁舎建設については、ある一定のそういう財源的なものについては措置されるというふうに、今のところ理解をしております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 漁船のほうなんですけど、確かにシステムはそういうふうになって、施設保有漁業のほうも最近立ち上がったばかりですから、なかなかきつとうまく機能しておらないのかなと思うんですが、それにつけても余りにも遅いんですね。

例を挙げますと、私2月に漁船をつくりました。船外機が50馬力で100万円なんだそうです。それを船外機屋さんから買いました、100万円。50万円の船のほうは、北海道からもらってきた船だということで、それを譲られたので修理をして乗るということで、ワカメがせっぱ詰まっていたから、造船場は機能していないし、私はその船を持ったわけですよ。総計150万円でした、船が。ところが、6月になっても音沙汰ない、8月になっても音沙汰がない、お盆になる。昔は盆づめといって清算する時期なもんですから、私漁協に行きまして、そしてどういふことでこんなに遅れるんですかと、2月に申請した船の補助金がまだ来ないと、とても肩身が狭くて、その船外機屋さんの前を通られないとこう言ったんですね。そうした

ら、今申請しているんですとこう言うんですね。申請して、まだお金が来ないんですというんです。

私だけではないんですね、その辺が。組合全体が6カ月も8カ月も遅れているわけですよ。お金が来ないということで。船を新造して160万円の船を渡したのに、お金が全く入ってこないという現実なんですね。大工さんはこんな小馬鹿くさいことやっけていられない、漁協の仕事をやっていたのでは飯が食えないから、とても個人的な取引でもってお金のもらえる人の船をつくりますということで、今、浜では来月からアワビの開口になりますよね、11月から。船がないとパニック状態が起きている。造船場さんに確かに契約をして頼んだんですね。だから、アワビまでには間に合えますよという約束のもとにアワビの船を頼んだのに、それがあと1カ月になってもまだまだその船が全くおりにこない。造船場さんに行って話をしたら、お金にならないからとてもおれ、やっけていられないんだよねとこう言うんですね。そのことによって、船がなくて、今度は漁師さんは開口したってアワビをとりに行かれないと言うんですね。そうですね。1艘の船を買って150万円のお金が来ないんですから、その金が機械屋さんに100万円入るわけですよ。船外機一つ売って100万円売って、皆さんに船外機を売ったら、俺、近隣にぼわれってばとこう言うんですね、機械屋さんは。売らないほうがいいですという状況になってしまっている。今、陥っているんですね。

その最大原因はどこやということなんですけれども、漁協さんに行くときにかく補助が来ないから、来ないからの一点張り。申請はしているんだけど、来ないんですと言うんです。だから、その辺のところを行政指導というのができないものかどうかと。おらほで関係ないではなく、課長ね、その辺のところも行政から指導して、そしてできるだけそれが早く円滑に、町の復興事業が回るような行政指導というものも必要だと思うんですけれども、滞っている部門をそういうふうに改める姿勢、指導というのが必要と思うんですが、その辺のところはいかが考えますかね。

それから、庁舎の建設ですね。今、総務課長のお話を聞いて大分ほっとしたというところが現実なんです、我が町としてはそれでも元手もなくしてやれるわけでもないと思いますので、交付基金、これを我が町としてどの程度に積み立てていく予定なのか。その考え方があるのかどうか。元手になる基金がなければ何ともならないのかなとも思いますので、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） その漁協のほうの作業がなかなか進まないということで、議員

がいらいらされるのは当然だと思いますし、実は私どものほうも早くできないのかということとは再三にわたって言うてはおるんですが、なかなかこれが各漁協の支所のほうでそれができるという状態ではなくて、今お話を聞きますと議員の場合は船を独自に購入されたようですけれども、今回の国からの補助の仕方は、各県漁協のほうに船だったら船の購入資金の3分の2を国が補助しまして、残り3分の1の半分を県がかさ上げすると、県漁協のほうにかさ上げすると。県漁協がその船を購入しまして、残り6分の1の部分はそれを漁協の組合員の方に使っていただいて、5年間だったら5年間でその使用料をもらうという、そういうようなやり方というのが県漁協のほうのやり方なそうですが、今議員が県漁協を通じての補助の仕方ではなかったんでしょうけれども、それを県漁協のほうに申請しているということなんでしょうけれども、その事務が滞っているというなかなか進まないということのようですが、これ、実は議員が所属している支所の分だけではなくて、全県的にそのようなんです。

早くしてくれというのは、組合の方々もちろんですし、実は私どものほうでも県がかさ上げて6分の1になりますし、それから私どものほうでいわゆるヤマト福祉財団のほうからいただいている助成金を、それを二つの支所のほうに船の購入代金として補助する予定でおるんですが、なかなかそれも進まないようでして、全体で何隻船を購入して、少しずつは来ているようですけれども、その経理状況がどうなっているのか支所のほうに聞いても、なかなかそれがらちがあかないようでして、はっきり言いますと支所のほうでその事務をとっているのではなくて、支所のほうの職員を、ある人数を本所のほうへ引き抜いて、そちらのほうで事務をとっているようなんですね。ですから、なかなかそれを支所のほうに聞いてもすぐに答えが返ってこないんですけれども、それは私どものほうを初め、各漁業者のほうも支所のほうに相談しながら本所の状況を聞くという、そういうような状況しか今のところないようですので、それは私どものほうでもさっき申しましたような事情もありますので、それは支所のほうを通じながら本所のほうに早いところそれをやってくれと、そういうような指導というか、そういうような行動をとっておりますし、今後もそれを続けていかざるを得ないんだらうなと考えております。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほども申し上げたんですが、恐らく震災復興特別交付税でもいわゆる補助単価、あるいはまた人口あるいは職員数に応じての面積、そういったものが多分決められると思いますので、相当の額のいわゆる自主財源が必要になるのではないかとこのように考えています。

去年、公共施設の見舞金として1億7,000万円いただきました。これは、庁舎建設基金に積んでおりますし、今回3億円を積み立てますと4億8,000万円、約5億円でございますので、まだ規模がはっきりしない段階で5億円で十分かといわれますと、それもちよつとわからないんですが、いずれ庁舎のそういった今後検討していく中で、そういった面積あるいは額等が決まってまいると思いますので、それに合わせてもし足りなければ何年間で積み立てるといった方法はとらなければならないかなというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 震災復興で、早く原状に復さなければならないということで、大工さんたちが寝ないで稼いでも稼ぎきれないというような状況で進んでいるなら好ましい姿なんです。現状は全くそれとは反対の方向であって、商売にならないような事態になってしまったという、ゆゆしき事態だと私は捉えておるわけですね。漁業者個人も困っているし、つくる大工さん、それから関連の方々がみんな困っている。地域自体が、その事業がとまった状態にあるわけですから、本当にこれは困った事態なんです。どこに責任があるのかといわれても、課長、今語るとおりどこを責めるわけにもいかないんだそうですが、我々にもどこに当たったらいいんだかというようなことも漁師さんたちも困っておるんですが、そうした実態もあるということを確認して、できるだけ一苦勞していただきたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、庁舎のほうですね。これは、これまでは病院とかこういうものを給付金だ、どうなんだと震災のおかげさまといいますか、そういうようなことで手金なくてもというような、元金なくてもやれたというようなことですが、多分に今後はそれなりの施設をつくるということになりますと、やはり自前の負担というものも当然出てくるんだろうなということも考えられますので、心置きなくそういう準備をして、事態なくこの庁舎は建設しなければならないと思いますので、その辺の努力を願ひたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 山内です。

9 ページですか。

9 ページの第4節の県支出のところ、8項。14款の8項の4節社会教育補助金というところの国宝の重要文化財という補助金のところで、ちょっとお願いしたいと思います。

これは、先ほどの説明では、歌津の魚竜館ですか、そういったやつの修復といったことをご説明していたようですが、ほかの22ページ、23ページにも関連したといたしますか、そういった内容の補助金導入がされております。今回、これはどの程度修復といたしますか、復元するのか、そういったちょっとした内容をお願いしたいと思います。

それから、16ページ。

16ページの衛生費で、住宅用太陽光発電システムというのがされておりますが、今回総計50世帯ですか、1キロワット3万円の補助金だと先ほど説明ありました。今回、初めて早速導入するというで大変いいことなんですが、初めての導入なので町民の方々も対応にはちょっと、いいことはわかっていてもすぐ導入するには、いわゆる知識といたしますか、そういったこともまだはっきりわかっていないと思いますし、さらに総工費といたしますか、フルシステムで導入した場合、どういったことの工事とかそういった経費がかかるのか、その辺もわからないと思いますので、その辺、1世帯のモデル地区というかモデル住宅でどの程度の諸経費、工事費がかかるのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

最後に、消防のほうは、21ページの上段ですか。消防費、1目の消防費のことで書いてあります。いろんな諸経費の整備といたしますか、消防の備品等の整備だと思いますので、この辺もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 22ページの社会教育施設の復旧については、魚竜館ではなく、歌津館浜の館崎で魚竜産出地の復旧事業となります。魚竜の産出地、歌津字館浜の館崎というのです。産出地とその魚竜化石の災害復旧事業等というふうなことでございます。それで、工事の中身につきましては、先ほども話したような形で、魚竜化石そのものを強化プラスチックで今まで覆っていたんですが、それも一部壊れたり、あとその上の部分に崩れかけないようにネットで保護していた部分があるんですが、それも崩れているというふうなことで、あとは盗掘防止用のメッセージとか、あるいはその魚竜化石に行かないようにするため潮波ブロックとか、あるいは説明板が防波堤の外側にあったんですが、それが地盤沈下で行けないような状態になったので、手前の荷揚げ場のほうに移設するというふうなもろもろ、そういう関係の工事を大体1,000万円ぐらいで行うというふうなことで、補助残については震

災特別交付税で交付になるということで、全額そういう形でカバーになるというふうなものでございます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 住宅用の太陽光発電システムの補助事業の関係でございますが、今回新たに補助制度を創設するということでございまして、補助金交付要綱を制定いたしまして10月1日から施行したいというふうに考えております。それで、PRにつきましては、ホームページあるいは広報等で住民の方々への周知を図っていききたいというふうに考えております。

それで、この補助金額でございますが、4キロワットの設備を設置した場合、上限で町の補助金が12万円ということでございまして、これは国・県にも同様の補助制度ございまして、同じこのシステムを設置した場合には国・県からもそれぞれ補助がございまして、合計で32万円の補助金が受けられるということになります。それで、この4キロワットの設備ですが、一般的に1キロワット当たり約50万円程度の設置工事費がかかるということで、約200万円ぐらいの工事費がかかるものと想定しております。したがって、その補助金を差し引きしますと、約168万円ぐらいの自己負担額が発生すると。

ただ、今回のこの補助制度でございますが、売電のほうですね。要するに、余剰電力の売電、これもあわせて考慮することになりますので、その売電での収益部分というのが当然コストから毎年度差し引きされていくような形になります。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、予算書の21ページでございます。消防費の備品購入費の内訳はというご質問でございます。

今回、1,500万円計上してございますけれども、消防団に配備をしてございます小型ポンプにつきまして、経年劣化が見られることから10台を更新するという内容でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 最初の、私、魚竜館と申しましたが、魚竜館ではなく化石の修復工事が主だということで、一般質問等ではちょっと魚竜館のほうは別移動して、離れた場所に設置するようなお話しをしているような話でした。それで、この化石というのは、今回災害で大震災でも残ったわけなんですけど、一度こういうのはなくなればそれで終わりなんですけど、幸いにも残ったということで、保護は今後も徹底して行わなければならないと思います。

それで、今回の修復工事で、いわゆるすぐに見学者が安全に見学できるのかなと、その辺もちょっとお尋ねしたいと思いますが、その辺についてちょっとお願いします。そして、また恐らくこれで工事は終わりではなく、次年度あるいはその後も引き続き必要かなと思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

それから、太陽光ですが、ホームページ等で周知するというお話しでした。かなり、この工事費は他のメーカーなんかでも、私もチラシ等も見ていますが、確かに200万円前後かかります。そういった工事の中で、これだけの県と国からの補助32万円というのは非常に大きいと思います。これによって、地域の方が売電とはいわなくても、いわゆるエネルギーの地産地消といいますか、自分のうちで賄える、あるいは非常時にはそういったことで利用できるということであれば不安も少なくなって、南三陸町でこういうことをするというところについては、仮設にいる方々も大変希望が湧いてくるものと思いますので、これも単年度で終わるのか、次年度、3年度、復興時期で何年ぐらいやってもらえるのか、その辺もしおわかりでしたらお願いしたいと思います。

それから、消防の装備ということで、10台購入するというお話しでした。細かい、いわゆるヘルメットから初め、先ほどもお話しありましたが、そういった装備というのは今回でかなり消耗あるいは紛失、あるいは破損といいますか、そういったこともあると思います。隊員の装備についても大切だと思いますので、もう少しその辺お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） その災害復旧する館崎の産地、あるいは魚竜化石につきましては、工事が終われば荷揚げ場の方に説明板といいますか、それとかあと入り口の石柱とかができるので、それは今、若干満潮すると行けないような状態にもなりますけれども、潮時を見ていけば見られるというふうなことでございます。

若干、魚竜館含めてその辺の扱いについては、震災でも魚竜館の2階に魚竜化石とかがあったんですが、幸いほとんどいいやつといいですか、大きな化石とか世界の魚竜化石がほとんど残りました、東北大のレスキューで救出されまして、現在はその一番いいやつといいですか、4メートル4メートルのイタリアの魚竜化石とか、3メートル3メートルのドイツの魚竜化石なんかは、仙台市の科学館のほうにずっと展示してもらって、仙台の方々を含めて多くの方々に見てもらっております。

それから、細かいのいろいろ、東北大のほうの博物館のほうに保管をさせていただいております。いずれは、世界最古の魚竜化石というふうなことなのでいろいろ注目されていますし、

この8月、9月にもボン大学とかあるいは東京大学のほうから調査に来たり何かしていますので、そういう意味でそれら含めて里帰りといいますか、そういう魚竜を確保できるような博物館的なものをいずれ設置しなければならないなとは思いますが、その辺復興計画の絡みもありますので、今までのような複合施設にするのか、博物館とあるいは直売所みたいなのを分けるとか、今後その辺は議論を重ねて、どういう形で再建するかということは検討しなければならないなというふうに思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） この太陽光発電システムでございますが、この補助事業の趣旨といたしまして、自然エネルギーの利用促進によりまして地球温暖化対策を推進するということもございます。国・県のこの補助事業の動向を見ながら、今後につきましても継続していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 装備の関係でございますけれども、平成24年度当初におきまして、復興交付金を活用しながら制服、帽子、長靴等の整備を行ってまいりました。

今回、予算補正計上してございますのが、平成23年度の宝くじの交付金でございます。こちらのほうで、ヘルメットもしくはポンプ車両等を整備しながら、逐次交付金等を活用しながら整備をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 魚竜化石のことなんですが、全部一気にやるということはもちろん難しいんであって、とりあえず保存活動といいますか、保存のための整備は必要かなと思います。それで、希望の見学者に安全にちょっと見せられる程度で、今後復興が進めば随時そういった複合施設を初め整備されていくものだと思いますので、その辺余り急がなくても、町民の高台移転のほうが優先されるんでしょうから、そういったことをまず進めながら。ただ、文化財も大切なものですので、世界に一つしかないものが南三陸町にあるわけですから、そういったものの保存活動についても今後やっていただきたいなと思います。

それから、2番のその太陽光発電ですが、いわゆる再生可能エネルギーですね、その中の一つです。今後、この町の特徴として、私も一般質問でいろいろ質問しましたが、やっぱりこの町にほかの町にないような新しい町の構想といいますか、そういったことの中に太陽光とか、あるいはバイオマスエネルギーといったものの導入が必要だと思いますので、ぜひその辺も取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、いわゆる消防の施設ですが、宝くじ基金でそういったものが整備されるということは大変いいことです。今回、津波で消防団員の方々には身を決していろいろ活動していただきました。そういった中で、装備が不備なことであれば、また活動に支障が出るといったことの中で、やはりこれらも随時進めていかなければならないと思いますので、予算を優先してこういったものの取り組みを進めていてもらいたいと思いますので。

消防自動車10台と言いましたが、そのほかに自動車としては、あるいは消防署のいわゆる施設ですか、そういったもので何が不足なのかちょっと、もしあればお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 現在、消防車両等も流失した経緯がございます。その中で、車庫等が流失しております。これは、車庫がないと冬期間の消防活動に支障を来すというふうなことで、今年度仮設の車庫等を計画してございます。今年度後半になりますけれども、そういったものも整備しながら、逐次整備をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 3番でございます。

16ページの災害救助費の13節委託料でございますが、いわゆる災害廃棄物の処理委託料ということで、総務課長の説明によりますと、これで185億何がしの総額になると。これでリミットというか、総事業費の形になるんでしょうか。

それから、15日に火入れ式が行われたということでございまして、今後その廃棄物の処理は大きく前進していくものというふうに思っております。それで、新聞報道もあるわけがございますけれども、現在の我が町の廃棄物の総量的なものについてお伺いしたいんですが、報道によれば我が町の震災廃棄物は37万トンであると。そして、これまで随所をお願いして処理したのが9万トンであると。なお、県受託分の廃棄物5万4,600トンを来年8月までに処理すると。いわゆるこの差額が約22万トン以上の形になるわけでございますが、この内容をどういうふうに整理すればいいのか。ちょっと私も認識不足でございますので、ちょっと概略的なことを教えてください。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず、震災廃棄物の処理、総事業費ということでございますが、先ほど総務課長が申し上げたとおりでございます。県への委託事業分、それから町での単独事業分ということで計上したものでして、今回補正で追加をお願いしていますのは、これは主に町単独の事業分として、これは平成24年度の当初予算要求の段階ではまだ事業の内容が

確定してございませんで、暫定的な町単の事業費予算を要求してございました。今回、塩害木の処理であるとか、あるいは海中瓦れきの処理とか、いろいろ今年度になりまして町で今後実施していかなければならない事業というものが明らかになってまいりまして、それに係る事業費を今回計上させていただいたと。

ちなみに、内容をもうちょっと詳しく申し上げますと、町単の事業費で今回約25億円が追加になると、逆に県の事業費分として約10億円が減額になると、差し引きで15億円の増額補正と、そういった事業費の内容でございます。

それから、廃棄物の総量ということでございますが、この総量につきましては環境省あるいは宮城県、それからそれぞれの自治体で当然把握に努めておるところではありますけれども、それぞれ把握のタイミングとか、把握する種類ごとになかなか完全に一致するという形が今とれていない状況でございまして、今回この、今おっしゃいました37万トン、これも実際、当初からいいますと約60万トンが、それが50万トンに減った。また、それをさらに精査をしたらこれぐらいの数量になってきた。さらに、今度はそれぞれの事業が進むにしたがいで、その数量というものもさらに明らかになってくるというところでございます、今現在はここで出ている数字、これを一つの目途として事業のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 塩害木も含むということなのですが、それから現在RC建物が改築撤去されておりますが、そういう部分も含んでおるのか。あるいは、例えば病院とか松原住宅、現場で粉砕しまして、今細かくなって重ねられておるということでございます。それで、そういうものの活用がどうなのか、そういうものも含んでいわゆる37万トンという数字なのか。あるいは、今後出てまいります基礎撤去ですね、いわゆる民家の基礎撤去、そういうものも含んでおるのかどうか、その内容をお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず、RC建物等の解体でございますが、県に委託して行っております事業の中で、公共施設を中心とした大規模なRC建造物36棟が、その県の事業の対象に含まれております。したがって、今おっしゃった病院であるとか町営住宅につきましては、その県の事業の中で実施されております。

その廃棄物に含まれる量につきましては、当然そういったコンクリートあるいは今後解体を予定しております基礎の解体、それらも含んだ数量となります。あとは、今、県の事業で、

解体した現場でさらにコンクリートを破砕して、今後の再利用に向けて、今、保管している状況でございます。それらの再利用につきましては、今後担当課のほうとも協議した中で、有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 一つ忘れていたんですが、その基礎の撤去のいわゆる委託というか発注というか、そういうものはどういうふうな方向づけをしておるのか。

それから、私の自宅もそうだったんですが、よく相談されるのが、基礎とともに庭石ですね、石が残っているんですね、自宅の基礎付近に。転げてそっこのほうに行った部分はわかりませんが、明らかに我が家の分だというふうにわかる部分も、一つの財産にはなるんですが、要らないのさ、今さらどこに持っていっても一緒なもの、何ともならないと、こういうのの処分というのは町でやってくれるんだべかというふうな相談も受けるわけなんです。そういう形もあります。どういうふうになるか教えてください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、基礎撤去についてご説明を申し上げたいと思います。

基礎撤去の申し込みにつきましては、4月の下旬から5月いっぱいということで申し込みをいただいているところでございます。ただ、なかなか広く行き渡っていない部分もございまして、現在でも引き続きその申し込みは受け付けているところでございます。

工事につきましては、今建設業界のほうと契約をいたしまして、今月後半のほうから具体的に動いてまいる予定でございます。

先ほどございました庭石の撤去でございますけれども、実は私のほうもその辺苦慮をしております、明らかに所有者がわかるものについては所収の方とご相談をしていきたいというふうに考えておりますが、ただ流されて所有者がわからない部分、これについては引き続きちょっと町内のほうでご相談をしながら方向を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 了解いたしました。そういうよくわからない方もおるようなんですね、その基礎撤去なんかについては、申請しなくてはならないとかですね。そういう分は、何か機会は、あるいは広報でもいいんでしょうけれども、機会があれば今後周知徹底をしていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 3点ほどお聞きいたします。

9ページの14款2項のほうに、自然環境活用センターの再興事業委託基金ということで、先ほど説明では標本とか画像映像なんかををやっていきたくてという説明でした。これ、活用センターの再興ということを考えているのかなと思いついておりましたので、その辺の考え方を教えていただきたいと思つきます。

それから、15ページの社会福祉費の中で、13節総合ケアセンター計画策定委託料。これ、先ほどの説明ですと、総合的な福祉行政をやりたいと、デイサービスなども含めてやりたいとそういう説明でした。具体的にどうつことを計画できるのかなと。実は、なかなかデイサービスがすぐできるのかなと思つたら、なかなか町内ではまだまだそういう動きがないということ、私、感じておりましたので、その辺を含めてどうなつているのかをお聞きしたいと思つきます。

それから、前々者がちょっと質問しました衛生費の住宅太陽光の問題、これ、本当に今詳しく聞きましたので、私もわかりました。10月1日付で施行したいとそういう話でしたが、実はちょっともう既に建築した人たちの中からも申請をどうつふうにするればいんだと、町の補助対象となるのかどうか、後から申請してもいいのかどうかという話もされてつますので、その辺どうなつているのかを教えていただきたいと思つきます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 自然環境活用センターに關しましては、復興計画の中にもうたわれておつますが、いずれは再開したいと。今後、自然環境活用センターと名前をつけるかどうかは別にしましても、そういうのがあつたほうがいいだろうということ、その方向で考えておつまして、さつき議員が質問されましたように、流されてはしまつたけれども、ある程度その準備段階といたしまして残つている画像だとかを一回復元したいと。それらの事業が、宮城県のほうから委託を受けまして、それで実施したいということ、考えておつまして、その内容に關しましては歳出のほうの18ページのほうに、5目の海洋資源開発推進費というところに、そのまま歳入の部分、接続分にしながら計上させておつたしております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 総合ケアセンターの關係についてご説明をいたしたいと思つます。

以前に、8番議員さんのほうから一般質問でもあつたと思つんですが、総合的に保健福祉分

野のケアセンターを整備したいというようなことで今考えておまして、例えば保健センター、それから包括支援センター、それからボランティアセンター、それから障害者の関係の施設とかそういったものを一体的に整備したいというようなことで、今回庁舎内でそういうプロジェクトを立ち上げてまして、それを計画策定というようなことで委託をしたいというように考えております。

詳細については、今後詰めていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 太陽光発電システムの補助でございますが、10月1日施行予定ということで、申請につきましては基本的に事前申請の形をとりたいと考えております。それぞれの住宅建設の中で、この太陽光発電システムの設置を考えていらっしゃる方は、事前にその計画に基づいた申請をしていただきまして、その上で対象システムであるか、あるいはその補助対象者が適正であるかその辺の審査をさせていただきます、そこで決定をいたします。その後には工事は着工していただく、そのような手順になります。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） もう既に着工されている方につきましては、今回のこの町の補助事業の対象にはならないということになります。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 活用センターの話ですけれども、これは震災前はかなり教育的にも全国から皆さんいらして、子供たちの教育にもなったとそういう実態を見ているので、ぜひ再興してほしいなという私も希望があります。今、事業委託として標本とか画像を、今これは残っていないと思うんですけれども、県のほうのそういう残っている部分についてやっていくのかなと思っているんですが、その辺も含めてもう一度見直しとしてどういうふうにもっていくのか、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

それから、総合ケアセンター、これはわかりました。そうすると、新しいまちづくりの中でそういうシステムというか、ボランティアセンターとか保健福祉センター、そういうものを全部含めてやっていきたいと、そのための計画だということなんですね。それだったらわかります。ぜひ、これも進めていってほしいと思うんですが、課長、デイサービス、先ほど私ちょっと言いましたけれども、町内のデイサービスで不自由している方たちをどういうふうにサポートしているのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

それから、この太陽光、これは非常に皆さんからもエネルギー問題、今構築されております

し、非常に町として、町独自の支援として非常に私は評価したいと思います。残念なことに、もう既にうちを建てた人たちがどうなんだと、もっと早くというか、私一般質問で取り上げたものですから、私に直接そういう問い合わせが来ていたりしていたもんですから、そうしますと工事前に申請しなくてはならないとそういうふうになりますね。10月以降の方ですね。わかりました。そういうことで、本当にこれもぜひ進めていってほしいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 自然環境活用センターに関しましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、いろいろとこれまでの教育的観点だとか、あるいは他の地域からもいろんな研究者等が訪れてこられましたので、私どものほうで手持ちのその資料というのはほとんど流失してしまったんですけれども、今後その自然環境活用センターに関しましては、建物だとかその施設に関しては復興交付金事業とかを充てながら、それらは再建しようと思うんですが、建物だけではなくて今回の部分はいろんな方々のところに散らばっておりますそういうデータとかを、ソフト事業という観点からそれらを集めながら、いずれ再開するときのそういうような資料にしたいと、その準備作業ということで今回やりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） デイサービスの関係なんです、ご存じのとおり今回被災をいたしまして、デイサービスのほうが不足気味というようなことには間違いはございません。

それで、当初予算で9,000万円というようなことで、社協のほうに新たに仮設のデイサービスを実施するというようなことで、その準備を今進めております。1カ所につきましては、たしか10月1日ごろにもう入札をかけるというようなことで、準備ができております。できれば、今年度中に完成をさせてほしいというようなことで今お願いをしておりますので、年度内に3カ所、戸倉、入谷、志津川に仮設のデイサービスができるというような、そういうようなことでお願いをしているとそういう状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 自然環境活用センター、あれについては私も非常に町としていい取り組みをしているなと思って見ておりましたので、ぜひこれは震災復興のために、同時に立ち上げてほしいなと思っております。

それから、デイサービスの問題なんです、なかなか私は、もう既に社協に委託したということなので始まるのかなと思って、当初3カ所でしたよね、見ておりましたけれどもなかなか

か進まないということで、土地の問題もあると思うんですが、そうすると10月1日から始めるといような見通しが今あるということなんでしょうか。働く方たちはどうでしょうかね。十分にそういう方たちも確保できるのかどうかというのも含めまして、もう一度答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 10月1日に入札の予定だといようなことですので、今から建築が始まるといようなことでございます。

見込みに関しましては、介護職員が今どこでも不足をしているといような状況でございますので、その完成前に社協のほうでも早目に募集をかけたいといようなことで準備を進めているようでございます。年度内に何とか3カ所を完成させてほしいといようなことで、町のほうからお願いをしているとそういうような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、最初に歳入関係ですが、11ページのこの諸収入雑入ということで、鉄くずの売却益ということで1,250万円。7月までには400万円販売しておったと。以前、この鉄くずの売却についてはもうそろそろ終わりだといような話を聞かされておったんですが、さらにまた1,250万円も何するといことは、どういった内容のものなのか。今までずっと1年間やってきた鉄くずの売却したものとは、また内容が違うものなのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

それから、16ページの太陽光、前者いろいろとお話しもありました。この50世帯に補助金を出すと、見込みで計上になっておるんですが、その住宅用の太陽光発電システム設置整備事業補助金の概要ということで配付になっております。補助対象システムという、趣旨の中にうたわれてありますこの補助対象システムの、この4項目すべてを満たさなければこの補助対象にはならないといことでありまして、この（1）の補助対象システムは町が定める機器構成及び技術要件等に適合するものと、こううたわれてあるんですね。具体的に、町が

定める機器構成及び技術要件というのは、どういったものなのかですね。内容が全然うたわれていないものですから、この内容をお聞かせいただきたいと。

それから、19ページなんですけど、商工費の中で8目のこの生涯現役の女性の世代間協力による商品開発、健康生活支援事業委託料ということがうたわれてあります。この具体的な事業の内容、どういうところにどういった内容の委託をするのか、その辺ですね。

それから、前者もいろいろとこの漁船についてのお金がなかなか入ってこないと、漁民の方々は大変苦慮をしているし、また船を修理する、販売する方々、あるいは船外機、エンジンを販売する方々、資金繰りでも大変な苦慮をしているということのお話がありまして、私もその話は以前からずっと聞かされておったわけです。これは、漁協の事業の一環としてやっているわけでありまして、町が補助金の窓口ということにはなっていないというお話も存じ上げておりますが、いずれにいたしましてもかなりの時間が経過をしている。それは、町のほうでも存じ上げているようであります。

やはり、この住民、特に漁民の方々が大変困っているということも町としては承知しているわけでありまして。その対策をどうするかというのが、今後の課題かと思うんですね。やっぱり、南三陸町産業振興課長、産業振興をする上で一番の責任のある課長ですね。漁協に行って話してもらちがあかないというような話ですが、ならどうするのかということなんですね。らちあかないんだよねで終わりでは、産業振興にならないわけですから。

そこで、この20日ですか、あさって。町長が、仙台でまた講演会があるために出張するというお話を聞きました。そのために、この大事な議事を休まなければならないわけでありまして、その仙台に町長が行くわけですから、ぜひ漁協のほうに回って、大変苦慮しているわけですから、町民は。何とかしたほうがいと、そのためにはどうすればいいんだということをしてぜひ回って、その際には産業振興課長、あなたも一緒に行って、ここに座っていたってわからないんだから、行って町民のために活躍をしていただきたいというふうに思いますが、その辺の考え方がいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから鉄くずの販売についてご説明を申し上げたいというふうに思います。

議員おっしゃるとおり、3月まで撤去作業をさせていただきまして、その際発生した鉄くずがございまして、その処理が4月にずれ込んだ部分、これが400万円ほどございましたので歳入として計上させていただいたという経緯がございまして。

それから、残りの分につきましては、鉄骨づくりの建物が残っております。14棟ございますが、これはこれから町のほうで解体する予定でございます。14棟で3,800平方メートルほどの建物になります。約710トンほどの鉄の発生が見込まれておりますので、今回その分として計上させていただいたという内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 太陽光のシステムでございますけれども、ここで一応条件ということで定めておりますが、国・県の同じような補助事業もあるということで、ここで対象とするシステムは、簡単にいえば今現在一般的に各家庭で設置がなされているシステムについては、ほとんどのものが該当するであろうということです。ただ、この要綱の中では詳細にこの要件を定めるつもりではおりますけれども、国の定めるこの対象システムといたしましては、例えばこの太陽光発電システムが連携されて余剰電力が逆流されるものであるとか、あるいはパワーコンディショナーと呼ばれる機械なんですけれども、これらの定格がこの条件に合致するものであるとかいろいろ細かい条件がありますけれども、基本的にはそれらの条件と同じシステムであれば、町の補助対象として認めるというふうな考えでおります。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 19ページの商工費の関係でございますが、今回補正計上させていただいて、議案関係参考資料の10ページのほうに雇用創出基金事業ということで一覧表を載せておまして、ここで生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業費とかという結構面倒くさいことを書いていますが、これは従来はいわゆる雇用対策として打ち出されました緊急雇用対策事業の中で24年度から新たに始めるという、それが生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業という名称で別につくったんですけれども、出どころはほとんど皆基金から出ているものでして、名前は結構面倒なんですけれども、内容としてはほとんど同じ内容でございます。

それで、じゃあどういうことをするのかということで、この関係資料の10ページの最下段のほうに、ここにその事業内容ということで記載していますが、これでもなかなかわかりづらいような記載方してしまして申しわけございませんが、具体的には女性の方々を、特に雇用をこれから考えている方々で例えば手に職がないだとか、特別な技術がない方々だとかに対しまして人材育成事業を手がけている、そういう県内を網羅している団体がございまして、そこで人材育成というか、こういうようなものをつくる場合にはこういう作り方をしますよだとか、そういうことの訓練事業が主な内容でございます。新たなものをつくるだとか、

あるいはそれだけではなくて、いろんな勤めるだとか仕事をつくるためのそのための人材育成のための事業ということで、そのスタッフを養成するというそういう内容だそうでございます。

その次の漁の施設の関係なんでもございますが、恐らく議員もいろいろ耳にされているかと思いますが、一番は船ですね。船ですとかあるいは漁具だとか、今回この震災で被災した方々に関しましては、国・県から直接漁業者に対して補助というのではなくて漁協に対して、宮城県の場合は一つの漁協ですから県漁協ということになりますが、ただし先ほど申しましたが、県漁協そのものは自己資本比率の関係で、自分のところで多くの財産を持ってない。なものですから、今度は県内を三つのブロックに分けまして、北部と中部と南部と三つのブロックに分けまして、この地区は北部になりますが、そこで施設保有漁協というのを、既存の各支所を何ぼかを集めまして、さっき申しましたここは北部地区ですから、この中から、その支所の役員の方々の中から何名かを役員として施設保有漁協というのを組織いたしました。これが昨年度の段階です。具体的には、そこで漁業者の要望等を取りまとめて、それで例えば船が幾ら欲しい、あるいはそれ以外の漁具が幾ら欲しいだとかを、それを取りまとめて県漁協のほうへ申請して、県漁協のほうでそれを今度は取りまとめて、例えば船であれば船をつくっているそういう造船場だとか、そういうところに発注するというそういう仕組みをとっております。

問題は、県漁協そのものも事務が迅速ではございませんけれども、施設保有漁協のほうに各漁業者の方々からの要望事項がかなり変動しているのが、それが大きな要因だというそういうような漁協からの報告でございます。なものですから、まとまった部分からこれが欲しい、あれが欲しいということで随時県漁協のほうへ出しているものですから、その後追加になってきたものに関してはやっぱり遅くなってしまうと。それが、実態のようでございます。もちろん、県漁協のほうで発注がかなり早くいったとしても、今度はそれを用意するだけの全国の造船場とかのその機能が追いついていないというのも実情のようでして、中には新たに船をつくるのではなくて、これまでである既存の船とかを独自のルートで購入してこられる方もおられると。それも今回の補助事業の対象になるんですけれども、それらの取りまとめだとかかなり施設保有漁協のほうではそれが、事務がかなり煩雑だということで、それで滞っているようでございます。

先ほど申しましたように、施設保有漁協には専門の事務職員はおりませんで、各支所のほうから月に何日間か職員がそこに集まって、それでその事務をこなしているというそういうよ

うな状況なんだそうでございまして、だったらば施設保有漁協、今急ぐんですから、もっともっとそういう職員たちを集めて共同で事務をすればよろしいのではなからうかということなんですが、各漁協の支所でもそれなりの事務が滞っているようでして、それからもう一つはこの震災を受けて、県漁協の職員そのものがかなり減ってしまったんだそうです。なものですから、その事務をするというのが難しいというか、新たに雇い入れた方がすぐそれをできるかというとなかなかそこが難しいそうでして、それで滞っているのではなからうかと私のほうでは考えておりますが、これは私だけの見解ではなくて漁協からの話もそうなんですが、おいおいそれも慣れてきているでしょうから、これまでよりは少しずつ自分の円滑化が進んでいくのではなからうかこう考えておりますので、その辺をご報告させていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 鉄くずにつきましては、3月で終わるという予定が4月のほうまでずれ込んだということで、これからの1,250万円というのは、今残っておる鉄骨の建物等、それを解体して販売するというので、一応14棟見ていると。14棟、これからね。3,800平米の鉄骨だと。この14棟の中に防災庁舎は入っているんですか、防災庁舎。入っていない。なぜ入れなかったんですかね。あれは、また別なんですか。別な事業としてやるということ。そうすると、この14棟というのは具体的にはどういった建物が入っているんですかね、この1,250万円ですか。その防災庁舎は、どういった流れの事業の中で鉄骨の販売というような形になるのか。

それから、16ページ、この太陽光ですが、この詳細にわたっての要綱というのか、規約というのか、そういったものはこれからつくるといことなんです、そうしますと。その辺のところをやっぱり具体的にわかりやすく町民の方々にお知らせしないと、内容がわからないで、あとは勝手にやっちゃってこれは補助対象外ですよなんてことにならないようにね。何か、聞けば10月1日からで、その以前に設置された方々は対象外だということもお話にありますからね。これ、何とか以前に設置した方々も対象になるような方策はないですかね。せっかく、町が10月1日からこの補助金の要綱をつくって予算とるわけですから。あんたたちは勝手に前もってやったんだから補助対象外ですよというわけにはいかないかと思うんですよ。何とかその方々もすくい上げるといいますか、補助の対象にするような方策をするのも行政のサービスの一つではないかなという感じをいたしておりますけれども。

切ることは簡単なんです、切ることはね。それをすくい上げて生かすというのが、大変な

んですよ。それが皆さんの仕事なんですから。町民のために皆さんいるわけですからね。そんな木で鼻をかんだように条例をつくる前に、予算をとる前に勝手にやったんだからそれは補助対象外ですと突っぱねることで、これは行政のサービスにはならないわけですからね。もう少しその辺も考えて、できるだけ10月1日以前、これまでに設置した方々も対象になるような、少し頭をひねって、どうすれば対象になるかということも考えなければならないんですよ。どう思いますか、その辺。

それから、生涯何だかというやつ、世代交代、女性のね、大変結構な事業だと思います。そうしますと、中身については手に職のない女性の方々あるいは職のない方々について、その方々を職につかせるためのプロジェクトといいますか、そういった人材育成をする上での団体に、人を育てる団体にこれを委託すると。そうしますと、いろんな団体が出てくるかと思っています。それは提案型というんですか、それから横文字でありますね。何ていうんですか、自分はこうやります、ああやりますというやつ。それを見てから判断するということですか。その団体に対する発注の仕方、そうしますと町内だけではなく町外、県内という形にもなり得るといえることですね。だから、その辺のところもう少しね。それから、その選定をする際にどういうふうな方法をするのか。それですね。

それから、漁協の関係。内容、だからそうだと思うんです。それをクリアするにはどうしたらいいのかということを考えてくれということ、一緒に行って。町長行くんでしょう、20日。さっきうなずいてばかりいたけれども、実際に町長から行って話しますという発言がないもんだからね。その辺どうなんですか。行ってきちんと話をして、一日も早く交付をするというような施策をとらなければならないと思うんですね。その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防災庁舎についてでございますけれども、昨年度、今回瓦れきの処理につきまして宮城県のほうに委託をしております。その中に、建物撤去業務も含まれておりまして、前回委託の申し込みをするまでに同意なりをいただいたものについては、県のほうに委託をしている状況でございます。防災庁舎につきましては、当時解体ということで町も考えておりましたので、その中に含まれております。この辺の精算につきましては、県の事業の中で精算をするということで進んでおります。

それと、あと残っている建物でございますけれども、市街地でいいますと山内魚屋さん、三浦魚屋さん等々ですね。あと、歌津ですと角屋さん、角屋商店の建物がございまして、それとあとマルアラさんの建物とか、あと大北荘の本宅が鉄骨づくりでございますので、そ

ういうのを合わせますと14棟あるということで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 対象となるシステムでございますが、これにつきましては確かに一般の方わかりにくい部分もあるかと思えます。今後、PRに当たっては、なるべくわかりやすい表現で間違いのないような形に努めたいと思えます。

また、この太陽光システムの場合ですと、実際施工業者のほうを設置者にかわりまして代理申請を行うケースが多いと聞いておりますので、設置を考えていらっしゃる方は、その施工を予定している業者のほうといろいろその辺を相談しながら確認していただければ、なお確実であるというふうに思っております。

それから、この制度を遡及できないかというお話でございますが、今回確かに当町は県内では早いわけではありません。もう既に実施している自治体も結構多いわけでございますけれども、今回新たに制度を創設して、予算の範囲内での補助事業を行うということでございまして、既に設置済みの方につきましては、まことに申しわけございませんけれども、今回10月1日以降の適用というふうにさせていただきたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 漁民の方々、大変な思いをしているというのは先ほど及川議員もお話してましたし、その辺については十分理解をしています。ただ、先ほども課長言いましたように、大変な事務煩雑でございまして、圧倒的にマンパワーが足りないということはお話を聞いてございます。かといって、それだからといって遅くなっていいのかという問題もございまして。20日はちょっと無理でございまして、基本的にはそう遅くない時期に、省庁を含めてその辺はしっかり県の漁連の、石巻でございまして、それらにお邪魔をしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用の関係でございまして、私も少し言葉ばかりで具体的な話をしなかったんですが、例えば被災して仮設住宅とかにおられて、そのグループの中で、具体的には婦人の方々にミサンガというんですかね、ああいうのをつくって販売していたり、あるいはいろんなそういうグッズを手づくりでつくって、それで販売しているというそういう動きがあるんですが、それらも今度は商品となりますと、

人によって雑につくったりきれいにつくったりというのだけでは、なかなか商品としてうまくいかないでしょうから、そういうのをきちんと商品として売るためにはこうですよというようなことを、それを指導するような人を、リーダー的なものを育てるというそういうような内容を考えておるんでございまして、そういうような商品開発ですとか、あるいは商品開発だけではなくて、例えば介護のほうに携わろうと思っている人がいたとして、その前段の指導をするだとかそういうような活動をするというのがこの内容でございまして、どのような、委託をどうするんだということなんでございまして、実はこの緊急雇用創出事業は全部委託なんです、予算を議決していただきました暁に、今度は町の契約業者指名委員会のほうに各担当課のほうから、こういうようなところに委託したいんだということで審査をしていただきまして、それで契約するという形になりますが、私が申しました今回のこの生涯現役のあれに関しましては、そういう指導をする女性団体というところがございまして、県内を一応網羅しているところなんです、まだ契約していないから具体的な名前は出しかねますけれども、そういうようなところに議決をいただいた後に、庁舎内でそういうような手続をしながらそれで委託しようと、こう考えておる次第でございまして。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、最初の鉄骨の関係ですが、これは今残っている個人の工場とかそういったものをこれから解体するに当たって、町が解体する部分ということでその鉄くずの売り払い収入という見方だということですね。そして、防災庁舎については解体する意向で、町が県のほうに委託をしているものですから、それはもうすべて解体する方向で県のほうに委託していると、防災庁舎につきましては、そういう解釈でよろしいですね。わかりました。

何で、県でさっぱり進まないね。何やってんだべね。誰かにストップかけられているんですかね。まさか課長が待つてけろと頼んだわけでないべからね。おかしいですね。こうなってくると、県の事業の進め方に問題があるのかなと。どなたか県会議員の方が、このことを指摘しなければならないことですよ、今後。我々は町会議員ですから、ここでしか言われなからね。できたら、インターネットを見ていて、県の方々も見てほしいですね。

それから、太陽光ね。これもできるだけ対象になるように、再度庁内でもどこでもいいから検討してやっていただけないでしょうかね。それを強く望みます。でも、今まで整備した人たちが、おれはそんなの要らないというんであればいいんですけれどもね。できるだけ足しが欲しいというんであれば、ある程度検討も必要なのかなという感じがしますよ。その辺い

かがでしょうね。我々によろしくお願ひしますと語ったって、これは何ともならないんだよね。我々が設置したわけではないからね。町民の方々が設置しているんですからね。

それから、その生涯現役。そうしますと、委託する相手はもう決まっているんですね、今のお話を聞くと。そうではないの。議決になったら委託しようと思っていたというようなお話しでしょう。大体のところは、もう見通しがついているんでしょう。それだもの。

だから、そういう情報というのは、皆平等に発信しなければならないんですよ。もうこの事業がおぎゃあと生まれた段階で、その情報が特定の方々に流れて、私たちがそれじゃあやりますということになっているんでしょう、もう既に。もう疑った目でしか見られませんよ。何事だってそうなんだ。情報を先取りした方がこの人生の勝ちだなんてよく言われているんですけども、震災直後、電話もない、電気もない、何もないところで、いち早く情報をキャッチして事業を着手した人たちが、今勝ちに入っているんですよ。それは、どこから流れたのかと、どこから。インターネットも通じない、電気もない、電話もないときに、もう既にいち早く情報をキャッチしてやっている人たちがいるんですよ、実際に。だから、町はそういうことをやってだめなの。平等に、皆さん一斉に発信しなければならないんですよ。ここで、誰がどこで何をというのをしゃべるわけにはいきませんから控えますけれども、すべてそうなんだ。特定の方々だけに情報が入って、いい思いをしている。

そういうことで、とにかく住民の方々、皆さんここで情報がわかってきょう初めて発信するんですから、予算とってね。平等に扱ってくださいよ、平等に。何かどうもやり方がね、納得いかないやり方をしていますよ、震災後。

その町民の方々は、大体人数的なことですね。あるいは、年齢制限とかそういったのは、後で詳細に出てくるんですかね、対象者。要するに、委託する方はわかりました。そこで、人材育成されるの方々、これはどなたでもいい。町内に、例えば住所を有する方とか、あるいは震災を受けた方とかいろいろなあるんでしょう。誰でもいいというわけにはいかないでしょうから、その辺の詳細はどういった内容のものをつくろうとしているのか、今後ですね。それです。

それから、その施設保有漁協、とにかく今の実情をうったえて、仙台でないんですね、本所。これは石巻なんだね。であれば、町長も忙しいでしょうけれども、時間をとって早目にお願ひをして、もしマンパワーが不足というのであれば、どなたか庁内の方でお手伝いする方がいたら連れていってもらって、無料ではないですよ。そうして、お手伝いするようなやり方もひとつの手段ではないかと思ひますよ。なかなか事務にたけた方々というか、経験のあ

る方々がそこにいないということでしょうから、そうであればそういった行政の経験者とか団体職員のOBとかなどもお願いしてやることも可能なんですから、私もその1人に入っていますけれども私は無理ですから、議会がありますから。そういうことで、ひとつ考えていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、太陽光発電でございますが、希望される方すべてに対象というそういう気持ちは当然ありますけれども、今回新しい制度を制定するというところで、どこかで線を引かなくてはならないということで、今回は平成24年10月1日をスタートラインといたしまして、今後について適用していきたいというふうに思っております。

なお、今後につきましては、この補助を希望される方、なるべくすべての方が適用になるような形で検討を進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） この雇用創出事業に関しまして、町がいわゆる直接の雇用の方々と、それから外部のほうに委託するのと大きく分けて二つございまして、例えば仮設住宅の支援員だとかに関しましては、これも緊急雇用創出事業からなんですけれども、これは例えば社会福祉協議会に委託しようということで、事前に社会福祉協議会と相談しながら委託という方法をとりますし、それから漁協だとかに対して養殖事業を再開するための事業ということで、それらの緊急雇用事業を委託する際にも、これも事前に漁協等とは相談をしながらやっております。

今回、計上しました内容に関しましては、例えば町有林の分収契約の復旧等に関しましては、これも委託を考えておりますけれども、これに関しましては例えばそういう事務に精通しております森林組合だとかを対象としておりますが、まだこれは具体的な契約とかは結んでおりません。先ほど申しました、女性の世代間協力による商品開発だとかということに関しましては、これはそういう指導をしてくれるところが丸きりないところでこの予算を計上するというわけにはまいりませんので、事前に私どものほうで県内にこういうような、そういうリーダーを養成してくれているそういうところがあるかないか、まず調査しております。そこだって決めたわけではございませんで、それがその1にございまして、この後に、さっき申しましたように、予算通った暁に役場庁舎内にありますその契約業者の審査委員会のほうに、こういうところにその委託契約をしたいんですけれどもということで審査していただくと、そういうような流れを考えておまして、そういうリーダーを育成してくれるそういう

団体がこの町内にいなければならないとか、あるいは県内にいなければならないとかではなく、そういうところがあるかないかということなものですから、ですから住所要件ですとかということは特にはうたっておりませんで、それからもちろんそういう人材育成の観点なものですから年齢的なものもうたっておりません。

この二つを分けておりますが、その上で企業型人材育成のほうも、こちらのほうも委託を考えておりますけれども、こちらのほうも同じような形でそういうような人材育成の活動をしている団体だとか、あるいは極端に言えばそういうことをなりわいとしている会社等もございしますが、それらもひっくるめて契約業者審査委員会のほうで審査していただいて契約すると、そういうような内容でございます。

ですから、今のところ、さっき申しましたように社会福祉協議会に委託するだとか、あるいは漁協に委託するだとかというのは、これは事前に相談はしておりますが、今回のにしましてはどどこにと、そういう団体があることは調査をしておりますが、現時点でそこに必ずしなければならないという、そういうような段階までは来ておらないです。これから、そこと契約することがよいかどうかということを、何回もいいますが、契約業者審査委員会のほうで審査していただいた暁にということになります。（「雇用される側がどういう年齢とかそういうのは」の声あり）

雇用される方に関しては、もちろんこれは、今回の場合はそういう商品をつくる際に指導する立場の方ですし、ですからこれが例えば東京のほうの方に来られたってこれは意味がないことですので、これは地元の方を育成するという大きな目的がございますので、雇用される方に関しましてはこの町の方を考えております。仮に、この町でなくて、今例えば南方のほうに住んでおられる方もこの町の住民ということで、雇用される方は町民を対象にします。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませぬか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私は、歳入、最初から。

まず、先ほど総務課長説明したんでしようけれども、普通交付税の減額、この内容を少し詳しく説明していただきたい。

それから、これもどなたか聞いたんだか、商工費の震災等緊急雇用対策事業、これら今もいろいろ質問があったんだと思いますけれども、324万7,200円。これは、どういう仕事を……。3,000円だ、3,000円ね。これね、もう1回。

それから、財産収入、樹木売り払いですけれども、これは先日東北緑化の建ね、230万1,000円が収入になったんだと。あらゆる経費を差し引いた、残った補助金等をいただいてこれだ

け収入になったんだよということでしょう。それで、これが繰り越しされて事業が行われたと。いつの時点で作業が終了したのか。それから、繰り越ししているから別にいつでもいいのかわかりませんが、その辺。

それから、11ページの財調ですね、繰り入れをするんだと。震災復興、いろんな事業というようなことで見込んだんだが落とすんだということでしょうが、これらについてもうちよつと内容を詳しく説明いただければなと思います。

それから、太陽光。いろいろ質問が集中をしております。私は、これに関連をして、今自然エネルギー、そういうのが注目されている昨今であります、今国会などでもね。その中で、こういう太陽光等が、今後どんどん普及するんでしょう。今回、それなりに件数等を見込んで600万円という予算をとったんでしょうけれども、先ほども質問がありましたが、10月1日ということその前の方はちょっとした遅れで補助がもらえないと。何らかの手助けがないものかなと考えますが、その辺課長は何回も答弁では、いやだめなんだと、決まりは決まりだからと言うんですけれども、何かその辺の考え方が町当局、町長等にあれば、課長の言うとおりになんだということなのか、その辺の配慮ができないものかなと。

それから、太陽光の関連で伺いするのは、今いろいろ民間の業者が入ってきて、いろいろ山を貸してくれとか業者が入ってきまして、そのようなことが町のほうに何の話もないのかどうか。それは、そのような業者に果たして安心してその土地を貸してもいいものかどうか。その辺もし内容がおわかりであれば、そんなことを初めて聞いたというのか、あるいは町のほうにも何らかの話があるんだかというんであればだけでもね、そういう民間が入ってきているんです。そこら辺、1反歩1年間で7万円とか5万円とかと、そういう話をされています。それらの内容が、わからなければいいですけれども、わかれば。

最後の23ページの復興推進費、積み立てるんだと。1億円ですね。これは、内容について四、五件ありましたね。ご答弁を願います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 交付税の3億3,000万円の対予算に対しての減額でございますけれども、決定額は昨年度と同額の約36億円でございます。当初予算の際にそういう見積りの誤りがあったのかというと、そうでもなくて、固定資産税の減免分が昨年度と今年度で、交付税に対する取り扱いが違っているんです。当然、固定資産税が課税されなければ、基準財政収入額が少なくなるので交付税は大きくなるとそういったことなんです、こればかりの原因ではないです。基準財政収入額と需要額の関係なので……。そういうことで、大きい

えばそういった地方税の減収分が、今回の交付税の算定に大きく影響を与えているんですが、ただ一つの理由でこの3億円が減額になったということではなくて、需要額と収入額の中での、この震災の関係でのそういう取り扱いが若干異なった関係でこういった額になりました。非常に、私も説明するのに説明しにくいんですが、震災がなければこういうことはなかったんでしょうけれども、震災によつての減免とかそういうのが大きく影響してございました。大変、ちょっと説明するのに私自身もなかなかうまく説明できないんですが、要因は震災の影響ということでお願いしたいと思います。

あと、財調については、前回の補正予算で町独自の支援策として財調から3億円の予算措置をいたしました。今回はその財源を震災復興基金に変更するために、3億円を取り崩さないで戻すところといった形で、11ページでございますけれども、そういった形にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 19ページの商工費の関係でございますが、7目の震災等緊急雇用対策対応事業費、それから8目の生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業費の内訳につきましてですが、この議案関係参考資料の10ページのほう。それでですが、先ほどお尋ねの今回の補正額の3,247万2,000円のどういう事業をするのかということなんでございますが、この議案関係参考資料のナンバー1と2は、これは保健福祉課震災等対応業務、これは町が町の臨時職員として雇用します。

それから、ナンバー2の家屋課税台帳復元整備業務、これも町民税務課のほうで臨時職員として直接雇用いたします。なもんですから、この予算書の19ページのほうでは、直接雇用なもんですから、共済費だとか賃金ですとか、あるいは需用費をこの二つの業務で計上させていただいておりまして、それからこのナンバー3の町有林分収契約復旧事業からナンバー5の企業型人材育成事業に関しましては、13節の委託料のほうに委託するというところで、直接雇用ではなくて委託する関係でこちらのほうに計上させていただいております。

それから、参考資料のほうのナンバー6に関しましては、予算書の8目のほうの生涯現役・全員参加・世代継承型というところで、ここで記載させていただいております、これは県補助金から入ってきます5,147万2,000円が歳出でもそっくりと同じ金額を歳出で出すという、そういうような内容でございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 歳入予算の中の素材生産売り払い収入についてのご質問と、

それから東北緑化事業の関係でのご質問をちょうだいしましたので、お答えさせていただきます。

今回、歳入の230万1,000円の事業には、東北緑化の事業の部分は入っておりませんで、東北緑化事業部分につきましては繰り越した事業予算の中で整備をしてございまして、そちらは5月末までに事業が終了したような状況でございます。

それで、この素材生産のほうは単項議案のほうでご提案させていただいた4カ所の売り上げの中で、当初予算との見直した差額分を今回補正させていただいているということでございます。なお、歳入予算の中、この金額は売り上げの金額、今回間伐収入としての単項のときにご説明させていただきましたが、売り払いは374万6,000円、370万円ほどの売り上げになるんですけれども、ここで収入が230万円となっておりますのは、当初予算の際に分収林の売り払い収入を120万円ほど見込んでおった分の、分収林組合からの事業見送りの申し出がありました関係で、その分の120万円を減額しておりますし、それから当初の段階で見込んでいた補助事業の金額が25万円から23万円に下がった分での面積当たりの減額をしております。補助事業限度としまして24万5,000円いたしております。合わせて370万円プラスから144万5,000円の減という中で、230万1,000円の収入を計上させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 23ページの復興推進費の積立金、震災復興基金10億円の内容でございますけれども、最初の総務課長の説明で、震災の特交が25億円今回予算計上いたしている関係上、財調に積み戻しする分のほかに、今後町単独支援等が相当額想定されるということもございまして、これは23年度に創設した基金でございますけれども、基本的に被災民への町単支援の部分での財源に今後利活用していこうということで10億円を積み増したものでございます。

○議長（後藤清喜君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） それでは、もう一つ太陽光発電システムの関係で、その支援のあり方について議員各位からお話しいただいてございますけれども、今回年度途中ということではございましたけれども、今回新しくこういう制度を創設させていただきました。制度設計について、庁内でいろいろ議論もさせていただいてまいりました。当然、では時期、施行期日という問題についても議論させていただいてまいりましたけれども、結論から申し上げますと、先ほど来、環境対策課長が申し上げておりますように、10月1日というものを一応線引

きをせざるを得ないという考え方になりました。

と申し上げますのは、今回の新制度はさきにお示しをいたしておりました震災復興支援の各種町独自の支援制度とはまた別枠で、地球温暖化政策の一環として取り上げようということとで取り組んだ事業でございまして、そういった部分からもなかなかいつまでさかのぼるといような、独自支援の場合ですと3月11日というのが一つの基準ということはあるわけでございますけれども、今回の分については、今後当然罹災された方が新しく再建をされる場合の支援にも当然なるわけでございますけれども、幸い今回の震災で家屋等に一切被害がないと。ただし、新しいエネルギー対策として当然従来の家屋に太陽光パネルをつけるという方も当然対象になるわけでございますので、そういった制度の趣旨というものから、年度途中でございましたけれども、ご決定をいただいた10月1日からということにしようということにさせていただきましたので、各議員からいろいろお話しいただいている分については重々承知はいたしてございますけれども、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、関連質問ということでお話しございましたメガソーラーの関係でございますけれども、震災までのこの間、私あるいは町長のところも含めて、ごあいさつという関係で二、三の業者のほうから、メガソーラーの建設計画についてお話しをいただいておりますことは事実でございます。ただ、ごあいさつをいただいているいろいろコンサルトとか、あるいは施行主体になるだろうと思われる業者さんも一緒に何人かチームをつくって説明に来るんでございますけれども、実はその後なかなか具体的に二度、三度、その話の具現化について町のほうに足を運んでいただいているというケースがいずれもございまして、私どもも当然関心は寄せさせていただいております。場合によっては、町有地なんっていう話もありますけれども、それはいずれ具体にもしなってみますれば、当然議会のほうにもいろいろご相談をしなければいけない部分があるとすれば、その段階でご相談をしたいなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 交付税でございますが、減額ね、これは一生懸命説明をもらってもなかなかぴんと来ない。震災によってだといえ、震災にさえつければいいのかなど感じもしないわけでもありませんが、やはりこの3億3,600万円、これだけの地方交付税が当初の見込みよりも減額をされるというようなことは、当町のような財政の厳しい町では、震災が関係しているからという説明ですから、それで納得せざるを得ないのかなと思っておりますが、それだけ

の固定資産税の関係だとかいろいろな説明がありましたが、総務課長も説明が難しいということですから、そこでそれなりの計算方法でこうされるものですから、こういうことはちょっと考えられないなと思って質問をしたんです。そんなことで、震災とそういうことであれば、了解をするほかはないのかなと。

それから、素材の関係ね。これは、東北緑化の関係なんですかね。ということは、やっぱり最初から5月13日、私は5月にこだわったんです、質問は、出納閉鎖。だから、いつの時点で終了して、5月30日以内にすべてが終わっていなければならない。終わったんですか、それはね。そういうことになるんです。だから、いつに、私は毎日見て歩いているんだから、作業を。いつ作業が終了して、いつ精算がされたのか、5月31日以降ではだめなんです。恐らくそうではないのかと思いますが、それらがどのようになされたのかですね。

それから、太陽光。これは、10月1日、これはどうにもならないんだというようなことであれば、これもしようがないんでしょう。そこで、今回の600万円の予算、これは町・国・県で32万円の補助金ということですが、何軒分、果たしてあと6カ月。補正、今年度ということでしょうから、もしこれはそれなりの根拠があってこういう予算計上をしたのか、漠然と上げて、皆々うちを建てるから、ソーラーをつけてもらいたいから。これは、それなりの裏づけがあって計上したのか、漠然とそれぐらいあるのではないかなと思って計上したのか。何軒分ぐらい、その辺ね。それらをお願いしたいと思いますが、そんなところかな。そこら辺。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、600万円の予算の根拠ということでございます。今回は、最大1世帯12万円の50世帯分ということで、今年度の下半期分を計上させていただいておりますが、この根拠といたしましては、一応今現在、町のほうの浄化槽の設置整備計画、それらの数字を参考にした中で今回の50世帯というのは算出してございます。

なお、先ほど申し上げましたが、今後につきましてもそういった実際建築の動向であるとか、そういったその他のもろもろの計画等の数字を参考にしながら、毎年度適正な数字のほうを計上していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 東北林業事業について、5月末までのというところのご質問ですが、一応23年度の事業の中で処理をする上では、そういった期間の中ですべてを終わらなくてはいけないところなんです。それらの処理の期間も含めてちょっと年度をまたぐというような恐れがあったものから、24年度に繰り越させていただきましたので、期間は

その24年度事業として処理をさせていただきましたので、よろしくお願いたしたいと思
います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第89号 平成24年の南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第89号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予
算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第89号平成24年度南三陸町国民健康保険特
別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において国庫支出金、繰入金を増額補正し、歳出においては総務費、保
険給付費、諸支出金等についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、細部説明をさせていただきます。

予算書の33ページ、34ページをお開きください。

ただいま町長が申しあげましたように、今回の補正につきましては、医療費の10月以降の無料化の延長分に伴う予算、それから各種補助金の精算に伴う補正と2本立てでございます。

初めに、33ページの歳入の3款国庫支出金でございますが、8,010万3,000円、9款の繰入金で9,489万7,000円をそれぞれ補正させていただきます。合わせまして、1億7,500万円の歳入増でございます。

34ページ、歳出予算の中段、2款の保険給付費をごらんいただきたいと思います。ここに、一般と退職の保健療養費として1億7,500万円の補正をさせていただきますが、ただいま申しあげましたように、歳入で1億7,500万円の補正をした分をここで使うものでございます。内容的には、10月以降の医療費の無料化、窓口一部負担金無料化の必要経費ということでございます。

歳出、1款総務費で93万円、これは10月以降の免除証明発行に係る経費の事務費でございます。

11款諸支出金でございますが、2億94万6,000円、これは説明欄にございますが、過年度分の療養給付費それから国庫補助金を精算した結果、返還が生じますので、これに使うものでございます。

35ページ、予備費で2億187万6,000円の補正をさせていただきますが、これは先ほど申しあげました償還金での財源調整で、返還に充てるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いよいよ国保税が課せられたという話を聞きました。どうなのでしょう。今までと同じようなかけ方というか、納税の仕方でしょうか。その辺、ひとつお願いしたいと思います。

それから、説明にありましたとおり、10月から窓口一部負担というか、支払いが出るということで、今度それを町として支払いしないようにということで予算を組んだと、そういう話

でよろしいんですよね。そこでお聞きしたいんですが、国では8割、そして町からは2割ということで、かなり2割というのはかなりの金額になると私は思って見ておりました。情報によりますと、県でその2割を負担するとそういう話も出ているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の国保税のかけ方ということで、去年は減免ということで、ことしから国保税が賦課をされたということでございますけれども、ご案内のとおり条例改正によりまして24年度の国民健康保険税、半年間減免、そして残る半年につきましては課税というふうな内容でございます。

それから、医療機関の窓口で払います一部負担金、これに対する財源の手当てにつきましては、議員おっしゃるとおり8割を国で見ます。残りの2割、国が余した2割を地方で負担してくださいということで、これは町もしくは県というようなことで、宮城県でも非常にどうしようということで方向性が一定していなかったんですけれども、このほどこの2割分につきまして、県の調整交付金の範囲の中で何とか見れるのではないのかというような試算が出たところでございます。

したがいまして、直接的に町の国保会計に痛みを及ぼすというようなことはないと思うんですけれども、ただ県の試算は昨年の後半6カ月間の医療費のかかり具合をもとに、これぐらいであれば県で負担ができるのではないのかというように試算をしたんですけれども、ご承知のとおり医療機関も少しずつですが復活をしております。その結果、去年と比べて、ことしは当然お医者さんにかかる保険者の方も多いのではないかというふうに思っておりますので、県が試算している2割の財源で本当に足りるのかどうか、この辺につきましてはしっかりと検証しながら、県のほうに要求をしてみたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 国保税、本当に半年間課税されなかったんですが、この伝票を見てびっくりしたと、そういう声も聞こえております。本当に、国保払えないのではないかという話も私、聞いております。どうなんでしょう。今までのように減免のあれというのはあると思うんですが、課長、その辺の処理の仕方というか、今までと同じように減免の対象にはなるわけですよね。その辺の詳しいことを教えてください。

それから、今の窓口負担について、全県で統一すれば県で見ますよという情報も入ったんですが、今の課長の説明ですと何だかちょっとあやふやだというか、医療費が、本当にこちら

でかかった分が、2割の分を県で見るかどうかということもちょっとあやふやだという話を今されたんですが、この辺はきちっとやっぱり県に申し入れしながら、県で決めたことに対しては町の負担がないように、そういうふうにするべきだと私思いますので、その辺はいかがでしょうか、もう一度。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 減免の方法ですけれども、従来もあったんですけれども、それぞれの生活の状況、それから震災によって勤め先を解雇されたというようなケースなどの場合、証明をいただければその時点で前の年の収入の3分の1以下になったものとみなして、国保税の減免をさせていただいておりますので、その形で今後ともご相談をいただければ対処してまいります。

それから、調整交付金だけで本当に賄えるのかどうか、もしかしたら市町村の持ち出しが出るのではないかとというようなご心配でございまして、我々事務方もその部分に関しては大変危惧をしております。ただ、これは県の会議でも申し上げたんですけれども、調整交付金の中で賄えるという見込みが立っているんですけれども、調整交付金の全体のパイというのは決まっているわけなんです。今回、国が残した2割分を宮城県の調整交付金で上積みしてお出しするというのであれば何ら問題ないんですけれども、今までと同じ全く同じ調整交付金という枠の中でよこされますと、確かに一部負担金の費用としては町の負担はないんですけれども、それ以外の部分でどこかに穴があくのではないかと。むしろ、そちらのほうが心配ですので、この点について私のほうでは県のほうに申し上げていきたいというように考えております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 課長もおっしゃいますように、職場を失ったり、本当に家族もばらばらになったりして、高齢者が1人で生活しているという場面も出てきているので、本当にこの減免の方法を町民によく説明しながら、わかるようにしてほしいなと思っております。証明書を出せば、今までの減免の方法でできると、今、課長のそういう説明ですけれども、やっぱり町民にわかるように、町民1人1人に相談をやっぱりしてもらえるような、そういうやり方をぜひとってほしいなと思っております。

窓口負担、来年の3月までは本当に一部負担がなくなったということで、私も安心したんですが、ただ町の持ち出しというか、そういうものが大きくなればまたこれは問題だなと思っておりますので、ぜひこれは県で決定したことでありますので、そういうことを守っていただき

いなと思いますので、町長、その辺は県のほうに働きかけていってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後半の医療費の動向等もございますので、一応県としてのそういう方向性が出たわけでございますので、担保していただくようお願いはさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私も前者で関連でございますので、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

全く、今までは課税を免除していただいたということで、被災者も大いに助かったと思います。それが、この10月からその対象になるということになると、この負担は大きいなというふうに思うので、今までさえその生活を維持していくのに大変であったと。つまりは、医療費としてかかる分においても、これから非常に大きい負担になってくるのではないかなというふうに思いますので、その辺をひとつ、今言われるように県の調整交付金等々でどうにかならないものかなというふうな思いが一つでございます。結局、決められたものについてただ追従するというでなくして、地方の声としてどうにかこれを、やはり減免対策を強く要望していただきたいということが一つでございます。

それから、もう一つは、震災を受けなかった、例えば、また入谷のことを出すんでないんですけれども入谷地域とか、あるいは町内でも荒町地域とか、それから歌津だったら石泉とかそういった震災を受けなかったところの割合ですね。これは、従来の割合で推移しているものかどうか、あるいはその課税分については、むしろ被災者よりも多く課税されているような気はいたしますけれども、この辺はどうなっているのか。その辺についてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） まずは、その財源の部分に関してですけれども、当然国・県にも台所の事情がおありなんだろうというようなことで、ことしから2分の1課税が復活したというようなことは、これは被保険者の方々にもご理解をいただきたいところだなと。

それから、課税免除や減免制度がこれからもずっと続くに、それは被災者の方にとっては越したことはないんですけれども、いずれこういった救済制度というのはなくなりまして、必ず元の本則の状態に戻ると。そのときに、必ずこれは税率改正あるいは保険料率の改正と

いう形で被保険者に跳ね返ってくるというようなことは、間違いなくいえると思います。ですから、私どものほうで窓口では、こういう減免申請にいらっしゃる方に、確かに今制度としては窓口の一部負担金が免除になっているんですけれども、いずれ後々本則に戻ったときに、また国保の加入者が非常に高い税率改正などということで大変な思いをしないように、今のうちから先々のことも考えましょうというようなことは申しております。

それから、入谷地区などの被災のない方々に高い税率で課せられているのではないかとというようなご質問ですけれども、まずもってそれはございません。全体の30%ぐらいの方が現在国民健康保険税、お支払いをいただいております。やはり、被災をされたとはいえ、私が先ほど申し上げましたように、現実的に30%ぐらいの方が震災を受けていないということで、去年から国民健康保険税のご負担をさせていただいておりますので、そういった受益等負担等の関係につきまして、丁寧に説明をしてみたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご説明で理解しないでもないですけれども、ぜひこの制度あるいは課税率等々については、先ほども町長が答弁いたしまして、県に担保してあるから大丈夫だろうというようなお話でございましたけれども、ぜひそういう方向で努力していただきたいなというふうなことをお願いいたしたいと思っておりますし、それからなぜ被災を受けないところを質問したかという、私もお医者さんにかかっているんですけども、健康保険税の負担額が8月までは1割だったのが、今度3割負担になっていたんですね。そういうことで、医療費が多くなったということで、しからは被災を受けなかった者の税率が変わったのかとそういうことで、今質問してみたんですけれども、3割負担というと3倍ですよ。そういうふうな負担になって、この間窓口でお尋ねしたんですけれども、相当議員さんは収入があるからだろうねということでございますけれども、私、農業をやっているんですけれども、農業で収益につながるような経営は今ありませんから、課長も農業の跡継ぎにもなっているわけなんですけれどもね、そういうことの中で多くの人にこの辺を尋ねられるわけなんですよ。そういう中で、私の場合は議員報酬をたくさんいただいているからだろうというふうに、自分でまず自分のこの気持ちを抑えながら、その説明に頭をうなずけていったんですけども、必ずしも完璧な納得のいく頭の下げ方ではなかったわけです、実際は。だから、そういうところをひとつ何とか考えてほしいなと。つまり、同年代の人が1割負担でありながら、なぜそういう3割負担になったのかということ、ひとつこいつを聞きたいんですよ。これをね、現実にとられたんですから。医療費も、それから薬代も。そんなに一気に高くなったのかなという

思いの中で、今考え方をお聞きしているわけなんだけれども、この辺はどうなんだろうね。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 負担割合が変わったというお尋ねでございますが、多分に収入などが要因となっているのかなと思いますが、この件につきましては、後ほど担当の者よりしっかりと内容につきましてご説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第90号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第90号平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第90号平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度決算による繰越金及び保険料還付金を補正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、細部説明をいたします。

予算書43ページをお開きください。こちらに、歳入歳出載っております。

初めに、歳入でございますが、23年度の精算が確定したことによります繰越金696万9,000円、これを歳入補正し、同額を次のページの歳出の予備費に措置をさせていただきます。

歳入5款にお戻りをいただきまして、保険料の還付金ということで過誤納還付金、この100万円を同額歳出の過誤納還付金という形にさせていただきます。

理由ですが、震災による還付件数が非常にふえているということで、補正前の現在予算額100万円にさらに100万円を足して、そういった震災関連に対する還付に備えたいということでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括で行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） また同じことを聞くと思うんですが、後期高齢者医療についても窓口負担がないということでよろしいですね。それで、私これと介護保険と三つの窓口負担のことでちょっと担当課長ともお話ししたことがあるんですが、後期高齢者医療制度、これは広域なのでなかなかつかみづらいと、本当にできるかどうかということがわからないということを担当課長に言われたんですが、そういう点で私も広域連合のあり方、そういうものに私は不審を抱きました。本当に、被災のない内陸部のほうでは一部負担に対する反対というか、できないのではないかと話も聞きましたので、その辺は何とかクリアしたのかなと思いつつながらこれを見ていました。そうしますと、町としての一部窓口負担については、ここでは予算はないというふうに理解してよろしいんですか。その辺です。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 後期高齢者医療、これの窓口負担金も10月から来年3月まで延長ということについては、ご理解をいただけたと思います。

さて、その国保と違いまして、後期高齢者医療というものは何かのときに蓄積性のある積み立て、そういったものがございません。これは、市町村の負担が生じた場合に、それに相当する額については市町村負担ということで、県の広域連合で一本化されました。お話のとおり、同じ宮城県でも内陸部は地震の被害はあったかもしれませんが津波のなかったところについては、この後期高齢者の医療費の一部負担金を一緒に負担していただくということはなかなか理解が得られないということで、制度そのものは宮城県35市町村全部無料化になるんですけれども、沿岸15市町村を中心に実際に窓口でかかった一部負担金については、

後で広域連合のほうから請求が来ると。幾ら来るかは今試算しているんですけども、1,500万円ぐらいになるのではないかと考えております。

この1,500万円、丸々町費持ち出しということになるんですけども、例えば国保のように調整交付金あるいは国の補助金もしくは町の基金、そういったもので対応できるのであれば理解は得られるんですけども、後期高齢者というのは、そういった先ほど申しあげましたように、貯蓄性のものがないということで一般財源を使わざるを得ない。ただ、後期高齢は75歳になりますと、すべての町民が、これはもう後期高齢者医療会計に必然的に移行されるという制度の内容からいえば、これは町民等しく一般財源を使って、そして一部負担金に必要な財源を、一般財源を充てるということは理解が得られるのではないかというような趣旨で、当町は広域連合のほうに10月以降も無料化をいたしますというような回答をしたところでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、町民の75歳以上の後期高齢者にかかった分は、後で請求が来ると。町に負担が来ると、2割負担の部分が来るとそういうふうなことになるわけですか。

これは、全市町村でそういう扱い方にするということになるわけでしょうか。

非常に、不合理な点もありますが、その辺は窓口で一部を町民から受けなくてもいいけれども、町として負担は出てくるとそういうことなんですね。

これは、いろいろ後期高齢者だけではなくて、広域連合の中のあり方ということでは、非常に私、問題だなと思っているんですが、私が問題だなと思っていることについては、どうでしょうか。私のひとり合点でしょうか。それとも、町長どういふふうに考えていますか。その辺ちょっと伺いたいと思います。それで終わりにします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、もう後期高齢者につきましては一組織でございますので、そういった今回の震災で、先ほど課長もお話ししましたように、激しく被災をした自治体、それからそうでない自治体ということが一つの組織の中にあるわけでございますので、その辺の足並みが乱れるということについては、ある意味やむを得ないだろうというふうにも思います。ただ、先ほど課長がお話ししましたように、今回そういった中で町の負担がでるといふことになれば、これはある意味いつ来から運用する、出していくということについては、これはある意味町民の皆さんに理解も得られるだろうというふうに認識いたしております。

ますので、いずれそういう方向で我々としては考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第91号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第91号平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第91号平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入においては介護保険料の減額、国県支出金及び基金繰入金等の増額を、歳出においては平成23年度会計の決算に基づき、国県支出金等の償還金及び一般会計繰出金についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

52ページをお開きください。52ページ、53ページになります。

ただいま、町長が申し上げましたとおり、平成23年度精算による額の確定並びに国保等、それから後期高齢と同じなんです、10月以降の利用者負担減免が継続されることにより、歳入歳出をそれぞれ726万円減額補正するものでございます。

まず、52ページの最上段、現年度分の特別徴収の保険料でございますが、8,171万7,000円の減というようなこと。内訳を申し上げますと、所得減少影響分が3,971万7,000円、それから4月から9月までの減免額相当分が4,200万円、次に特別調整交付金5,376万円の増でございますが、その分、保険料の減免分4,200万円、それから今回利用者の負担減免分として1,176万円、この合計が5,376万円となります。それから、その下の過年度分の地域支援事業支援交付金につきましては、平成23年度の精算によるものでございます。それから、財政安定化基金交付金でございますが、これにつきましては県の財政安定化基金の交付金の取り崩しによる交付金でございます。これは、県内の全市町村に今回交付になったというようなことでございます。

それから、53ページにまいります、財調の繰入金というようなことで、不足分を財調で取り崩すというようなことでございます。

次のページ、54ページをお開きください。

歳出でございますが、居宅介護サービス給付費につきましては、財源の組みかえでございます。一般財源でとっておりましたものを、国庫の支出金で賄うというようなことでございます。その下の国庫支出金と過年度分の償還金につきましては、先ほど言いました23年度精算によるものです。内訳といたしましては、国庫支出金の償還金が3,283万円、県が3,128万6,000円、それから支払基金の交付金が936万円というようなことです。それから、その下でございますが、繰出金といたしまして一般会計繰出金1,806万円、それから予備費で9,906万6,000円を上程させていただくというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括で行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 介護保険も大変なところで、これは利用料の部分になると思うんですけども、これを町で肩がわりするとそういうふうになるわけですね。本当に介護保険も高く大変だという話も聞こえますが、課長どうなんでしょう。この介護保険、今利用している方たちの動向というか、今こういう震災にあつてかなりの流動というかあるのではないかと私思うんですが、この予算を見るとどうなのかなと。ちょっと、その辺のことを教え

ていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先般、河北新報等にも掲載されておりましたが、今回の被災により要介護者がふえているというようなことで新聞等書かれておりますが、当町の状況を申し上げますと、いわゆる震災の直前で要介護認定者が812名。内訳を申し上げますと、要支援が88名、要介護が724名でございました。認定率が15.62%というような状況でございました。震災以降、24年8月現在の数字を申し上げますと、要介護認定者が827名。内訳は、要支援が112名、要介護が715名、認定率で申し上げますと18.54%と。

実際、この傾向を見てみますと、数字的には微増ではございますが、今回震災でなくなった方もいらっしゃいますし、それからやはり先ほどもお話ししましたがサービス事業者がまだ立ち上がっていないというような関係がございまして、その辺が追いついていないというような傾向にはあると思います。ただ、ここで特筆すべきは、やはり要支援がふえているというようなことだと思います。いわゆる軽度の認定を受けた方がふえている。今までは、いわゆる要介護の認定を一切受けていなかったことが、要支援あるいは要支援1、2というような軽度の認定を受けているとそういう状況にあるのかなというふうに思っております。

それにつけても、うちのほうではやはりデイサービス等、それからあるいは介護予防というようなことで各地区でのそういう介護予防教室、その辺に力を入れて包括支援センター等で事業を行っているというようなことが現状であると思います。

今後、この分がふえてこないように、いわゆる介護予防の分に力を入れてやっていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、課長の説明にありましたように、本当に仮設で暮らしている方たちの中で、かなり今まで元気で暮らしていたのに要介護というか、それからまたそれが進行していった人たちも私見受けられますので、先ほど、前の一般会計のところでも私申しましたけれども、デイサービスが今起動していないんですね。そういう点も含めて、早くこういう施設を整備していったほうがいいのではないかなと私は思います。それで、介護保険、本当に18%以上ですね、この要支援、要介護認定というやつですね。そういうのもっとふやすわけにはいきませんので、ぜひ予防のほうに力を入れてほしいなと思っております。

今、問題になっております介護保険の認定については、窓口負担が今回は来年の3月まではないけれども、その後はどうなるんだろうと非常に心配しているところであります。本当

に、そういう方たちの要望に応える方向でぜひ進めてほしいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の数字のことですが、課長ね、ちょっと今やり取りを聞いていて何なんだけれども、認定率というのは申請に対しての認定率なんでしょう。違うくて、総枠の中での認定率ということですか。そうすると、申請に対しての認定率という数字は出ていますかね。例えば、10人申請をして5人認定になったとか、あとの5人は対象外とかとこうあると思うんですが、そういう認定率というのの数字は出ていないんですかね。でも、100%ではないということでしょう。大体、例えば8割とか9割だとか、その辺いかがでしょうかね。予防は大事なんですけど、とにかくそういった状態で家族の方々にとっては、なかなか家族で介護するのは大変だと。家族で介護する、目的はそこなんですけれどもね。やはり、そういった介護認定を受けないとなかなか難しいという人たちが結構いるわけですよ、その中で申請をするわけですから。できれば、100%に近い方が認定になればいいんですけれどもね。その辺のところ、申請に対する認定率というのはどうなっているかということですよ。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 介護の認定につきましては、認定審査会を月2回やっておりますが、ほぼ9割以上の認定率にはなっておると思います。実際に、介護審査にかけるのは大体1回当たり20件程度でございますが、ほぼその申請どおりというような状況にはあると思います。

ですから、ただ問題は、やはり認定を受けてもサービス事業者がちょっとまだ完全に戻っていないというようなことがありますので、サービスを受けられないというようなことが、うちのほうではやはりちょっと危惧されるところでございますので、先ほどのことでございますが、やはりすぐデイサービスをなるべく早目に復旧してほしい、あるいは介護予防の教室に力を入れてやっていくというようなことで、何とか認定率が上がらないように、逆にその辺を予防するというようなことが大切なのかなというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） （「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第92号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第92号平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第92号平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、全身麻酔器等の医療機器購入及び電子カルテシステム端末の増設、並びに高度医療機器室へのエアコン増設工事等を行うため、資本的収入及び支出について増額の措置を講ずるものであります。

細部につきましては、病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 補正予算書の59ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の補正は、ただいま町長が申し上げたとおり、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入におきましては、町のほうからの出資金2,000万円、それから寄附金400万円を見込んでおります。支出につきましては、医療機器の整備、今手術等を行っております。その関係で、麻酔器とかがまだ整備されておられませんので、その麻酔器等ほか7機種について医療機器を購入したい。それから、施設整備といたしましては、エアコンの増設工事とそれから衛星電話。衛星電話については、電話がなくなった場合の非常用として衛星電話をとということで、各それぞれ工事費とそれから医療機器の購入に充てるということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まず、この中の今の説明ですと、麻酔機器といいましたか。麻酔器という機械なんでしょうけれども、要するに患者さんに対して麻酔をやるということでしょう。麻酔をするような患者さんもやれる施設。盲腸とかそういった、具体的に。外科さん、1週間に何回か来るそういった大学の先生方がやるということですか。その辺ですよ。

それから、立派な設備、立派な機械、優秀な機械を入れるのは大変結構ですし、また新しい病院も建設に向けていろいろやられているんですけども、以前私も一般質問等でお話ししていますように、職員の教育ですね、改善されましたかね。私が一般質問で話した時期から見ると、半年以上もなったんですけども。町長に対して、教育指導する方を外部から取り入れてやってもらったほうがいいのではないかとということに対して、そういう希望があればやっても差し支えないみたいな話もされて、私は非常に期待をしておったんですが、どうですか、改善になりましたかね。職員の患者さんに対する接し方、言動、行動ですね。

私が見ている範囲では、全くなっていない、そう思っているんです。幾ら立派な設備、施設を整えたって、そういった患者さんに対する対応が悪ければ、患者さんは来ませんよ。私、監査のときも、しょっちゅうこのことを口を酸っぱくしてしゃべっているんですけども、指摘しているんですけども、改善されたと思いますか。全くされていない。例を言いたくないから、今ここでね。どうです、その辺。外部から取り入れて、指導してもらうことはできませんかね。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 機器に関しては、麻酔器。こっちでは手術しませんから、米山のほうの手術室。病院というのは、手術室を必ず整備しなければいけないという内容があります。軽いというか、大きな手術はできないんですけども、小さい手術、胆石の除去とかヘルニア、イレウスとかそういうのは手術できますので、そういう手術を向こうで行っているということで、今までちょっと借りてやっていたんですけども、いつまでも借りてやるわけにはいかないということで、今回麻酔器等の医療機器を購入するものでございます。

それから、職員の教育改善ということでございますけれども、ある程度その教育改善についてはいろいろとやっているところでございますけれども、まだ目に見えていないということであれば、それが実情なのかなということでございますけれども、今後ともその関係につい

ては直っていないということであれば、もう少し外部、確かに外部の接遇とかの関係の講師を招きながら、もう少し力を入れてやっていきたいというふうに考えます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 麻酔は、じゃあここではなくて米山病院ということですね。それは、わかりました。

これは、事務長に言うのもなかなか酷なことなので言いたくないんですが、外部から入れることもできないのであれば、どこかの病院、我が町と同じような自治体病院とか、あるいは一般の個人の病院でもいいです。何日間か、やっぱり研修という形で行って、よその病院ではどういうふうな患者さんに対する対応をしているのか、それを見させただけでもいいのではないかなど。今まで、そういう経験があるのかないのか。多分、ないかと思うんですね。

従来から、ここはずっと何十年と、志津川歌津公立病院という形でずっとやってきたんですけども、どこも見ていないもんだから今のあり方ですとしてしているわけですよ、了として。自分たちだけで納得しているんですよ。私みたいなのと言われると、何語ってんだべや、あの議員は何だべね、とこうなってしまうんだ。現実がわからない、現実をね。自分のところが最良だと思っているだけだ。よくいう、井の中の蛙という言葉があるんだけど、何だか大海知らずとかいろいろあるんだけど、世の中というのはそうではないからいろいろと町民の方々から苦情が来るわけですから。皆さん、同じだったらいいんですよ。この我が町の病院とよその病院が同じようなレベルの対応の仕方であれば、文句はない。しかし、そこに差があるから、何だべ、いつまでたつたって直らないね、とこういう苦情を話されている町民がいっぱいいるわけですから、その辺のところも今ここでどうのこうのではないけれども、ひとつ検討していただきたいと。

きょうは、病院のほうでもテレビを見ているから、きちんと対応していただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第93号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第93号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第93号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、津波等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止することを目的として、建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域をあらたに指定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第93号の細部説明をさせていただきます。

資料は、今ご案内ありました、追加提案しました議案関係参考資料その2と、本日その総括表ということでワンペーパーお配りしております。そちらのほうをあわせてごらんいただければと思います。今回、指定をする区域につきましては、参考資料だけで115ページもあるという、ちょっとボリュームが多うございまして、本日追加でお配りしましたワンペーパー、そちらを中心にご説明をさせていただきます。

まず、この資料の中で訂正がございますので、申しわけございませんが訂正方をお願いします。このワンペーパーの1ページ目、1ページ目の助作、中段のあたりですが、助作、摘要2のところ「全域」となっておりますが、これは全域でございませぬので削除をお願いします。「全域」の部分だけ、削除をお願いしたいと思います。もう一度お話しします。本日お

配りしたワンペーパーの1ページ、助作の摘要2のところの「全域」、この「全域」を削除していただければというふうに思います。

それでは、説明をさせていただきますが、このワンペーパーの摘要1にページ数を記載しておりますが、こちらは議案関係の参考資料の図面のページ数になっておりますので、あわせて見ていただければというふうに思います。なお、図面のほうは、これまでと同様でございますが、着色された部分が災害危険区域に予定している区域となっております。その周囲の黒の点線が、今回の東日本大震災におきます浸水区域でございます。ピンク色の実線がございしますが、これは字界となっております。

それでは、今回新たに区域を設定する地域、関係する字につきましてですが、こちらのワンペーパーのほうでご説明いたしますが、林地区二つの字、大久保が二つの字、保呂毛・田尻畑が同じく二つの字、それと竹川原から大森町までの志津川市街地、ここにつきましては20の字となっております。袖浜については、袖浜の一つの字。次に、滝の沢から、2ページ目の新中芝、字までの西戸・折立・水戸辺・在郷地区、ここにつきましては27の字になってございます。津の宮地区におきましては三つの字、伊里前地区につきましては七つの字、館浜が三つ、泊浜が四つ、名足・石浜で五つの字、全体では12地区で76の字にまたがってございます。それぞれの地区の小計、字ごとの数字につきましては記載のとおりでございますけれども、今回ご提案申し上げます合計につきましては、2ページ目の下段に記載しております。面積につきましては420.5ヘクタール、筆数につきましては7,771筆となっております。

今回、指定いたします土地の所有者につきましては、7月28日から9月8日にかけてそれぞれの地区で説明会、あるいは志津川市街地のような場所につきましては2週間の閲覧という方法で所有者の方にご確認等をさせていただいており、今回改めて提案したものでございます。

条例の施行日につきましては、24年10月1日としております。

なお、今回の条例案で、今回の大震災に伴います災害危険区域指定の作業というものは、ほぼ終了するということになりますが、これまでも含めまして約645ヘクタール、筆数にしますと1万1,597筆という数字となっております。今回、条例案が可決されれば、指定に伴います作業は終了という形になりますが、現在も既に受け付けをしておりますが、がけ地近接等住宅移転事業、いわゆる個別移転に対する助成事業、それと防災集団移転促進事業にかかわります浸水した被災地の買い取り、こういった関係作業が本格化してくるという状況

になります。

今後、当課としましても、用地対策関係の職員も増員されるということでございますので、被災した方々のさまざまな相談対応、体制を整備していきつつ進めていきたいというふうに考えております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今の説明ですと、7月21日から9月、ちょっと記録しなかったんですけども、何日まで、2週間の閲覧をしたと。町民にはそういう点で周知したというお話しでしたけれども、どうなんでしょうか。町民は、これですべて了としたというか、了解したとそんなふうに見られるんでしょうか。

私、町民の中ではなかなかここまでいっていない人もいないかなと思うんですが、その辺はどのように把握していますでしょうか。そういうことです。まず、そういうことです。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 所有者の方、被災を受けた方100%が、すべてが災害危険区域指定に当たって了としたかという部分については、100%ということはないと思います。

実際、説明会等でもぜひ外してほしいという方もおりますが、今後の同規模の災害においても間違いなく建物が倒壊するであろうという浸水域の方々につきましては、こういった状況に指定せざるを得ないという判断でございますので、本人の思いと実際にこちらで津波シミュレーション等かけたデータとの食い違いはございますけれども、その辺は被災者支援という制度の適用におきましても災害危険区域設定が必須となっておりますので、ご了承いただいているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 100%了ではなかったと。そういう残った人たちについてのやり方、今からの取り組みというか、そういうものはどのように考えているかということであります。

それから、ちょっと私もよくわからなかったんですが、私が住んでいる旭が丘の下のほうに既に今うちを建てている方たちがいるんですね。ああいう方たちは、この危険区域に設定されていなかったのかなと思って、ちょっと私も詳しくはこれを見なかったんですけども、そういう方たちも出てくるのではないかなと思うんですが、その辺の町としての取り組み、ど

うでしょうかね。もう建ててしまったからしょうがないというような感じでしょうか。それとも、危険区域に設定されているから、これは外してほしいとそういうふうになっていくものなんでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 例えば、隣のうちの方が、すぐ近接するうちの方も含めて、津波がやってきた場合に4メートルであると、それぐらいの浸水深になりそうですよ。ただ、私は指定してほしい、私は指定をしてほしくない、仮にそういったケースがあったとしても、いずれ收拾のつかない話でございまして、町の考え方とすれば当然建物の倒壊があるであろうというエリアになりますので、その辺は指定をせざるを得ないという状況です。

旭が丘入り口付近につきましても、ちょうど難しい浸水深の際のところでもございます。ただ、一定の津波の減退は見受けられますものの、現在建っている建物なんかは災害危険区域に指定せざるを得ないような状況の場所であるということは、本人もご理解はしている上で建築をしているという状況でございます。

ただ、条例施行がどうしても志津川市街地を今回提案してございますが、10月1日施行ですので、それ以前については建築確認申請のほうも残念ながら許可が受けられるという状況になっております。そういった中で建築をしていると。本人にも災害危険区域に設定するということについては、お話しはしております。しておりますが、再建を急ぎたいと本人がいうこととございまして、今後津波災害が来る場合は、必ず避難等をいたすようにということの話はしておりますが、法的にはちょっと制限をかけられないという状況の区域でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、何かちょっと複雑です。危険区域に設定したいけれども、個人的にはもううちを建てていると。そういう点では、10月1日以前なので仕方がないんだというようなお話しなんです。旭が丘の下の方だけではなくて、もっとそういうところがあるんでしょうか。そういうところも同じような方法で、危険区域なのでもうあれでしたら外しますよというような強い行政指導というか、そういうことはないわけですか。ちょっと、もう一度その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと説明の仕方が悪いようでございますけれども、いずれ外してほしいという方は、当然津波の浸水区域内の方々にはございます。ただそれが、

本人が家を建てるから、再建するからそういった問題だけで、申しわけないですが、災害危険区域を設定する、設定しないの判断をするわけにはなかなかまいらないと。あくまでも、今回と同じ規模の津波が来た場合にどうなるのかということが、まずもっては最優先するということでございます。

ただ、例えば浸水域がぎりぎりのところで、家も建っているんだけど1軒しか残ってなくて半壊程度で済んでいる方、1人だけ残されて集団移転に参加できないという方とか、そういった被災支援を受けられる方、受けない方、それは津波の被災を受けたというのが前提になりますけれども、そういった方についてはなるべく拾って上げるような形で今回の設定をしてきておりますので、そういう方々が浸水深、いわゆる津波シミュレーションの状況がよい状況の中でも、災害危険区域を設定しているというケースもございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明19日午前10時より本会議を開き、本日の会議を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時40分 延会